

第28回

定時株主総会 招集ご通知

日時 2026年6月26日(金)
午前10時

場所 東京都文京区小石川一丁目1番1号
当社本店

郵送およびインターネット等による
議決権行使期限

2026年6月25日(木) 午後5時まで



目次

株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	5
第1号議案 剰余金の処分の件	
第2号議案 取締役10名選任の件	
第3号議案 監査役2名選任の件	
第4号議案 補欠監査役1名選任の件	
事業報告	22
連結計算書類	38
計算書類	40
監査報告書	42

太平洋セメント株式会社

証券コード：5233



株 主 各 位

証券コード 5233
2026年6月3日
(電子提供措置の開始日 2026年5月29日)

東京都文京区小石川一丁目1番1号

太平洋セメント株式会社

代表取締役社長 田 浦 良 文

第28回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第28回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトにて電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト

<https://www.taiheiyo-cement.co.jp/ir/kabunushi.html>



また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

- ・ 東京証券取引所ウェブサイト

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

上記のウェブサイトへアクセスして、当社名または証券コードを入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類/PR情報」を順に選択の上、ご覧下さい。



- ・ 「株主総会ポータル」

<https://www.soukai-portal.net>

同封の議決権行使書用紙にあるQRコードを読み取るか、上記ウェブサイトへアクセスして同紙に記載のIDおよびパスワードをご入力下さい。

なお、当日ご来場いただけない場合は、書面またはインターネット等によって議決権の行使ができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討下さいまして、3頁記載の「議決権行使のご案内」をご確認の上、議決権を行使下さいますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 日 時 2026年6月26日（金曜日）午前10時

2. 場 所 東京都文京区小石川一丁目1番1号
当社本店

3. 目的事項

報告事項

- 第28期（自2025年4月1日至2026年3月31日）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
- 第28期（自2025年4月1日至2026年3月31日）計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 取締役10名選任の件
第3号議案 監査役2名選任の件
第4号議案 補欠監査役1名選任の件

以 上

- 電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令および当社定款の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。なお、監査役および会計監査人は次の事項を含む監査対象書類を監査しております。
 - ・ 事業報告の「会計監査人の状況」「取締役の職務執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制」
 - ・ 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」
 - ・ 計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」
- 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、1頁記載のインターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前の事項および修正後の事項を掲載させていただきます。
- 株主総会資料の電子提供のもと、原則として、株主の皆様へは招集ご通知（サマリー版）をお届けしております。招集ご通知（電子提供措置事項版）につきましては、1頁記載のインターネット上の各ウェブサイトをご覧ください。

議決権行使のご案内

■ 事前に議決権を行使する場合

後記の株主総会参考書類をご検討いただき、以下のいずれかの方法により議決権を行使下さいますようお願い申し上げます。

1 郵送(書面)による 議決権の行使の場合



- 同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、**2026年6月25日(木曜日)午後5時まで**に到着するようにご返送下さい。
- 議決権行使書用紙に各議案の賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとして取り扱わせていただきます。
- 書面による議決権の行使とインターネット等による議決権の行使とにより重複して議決権を行使された場合は、後に到着したものを有効なものとして取り扱わせていただきますが、同一の日に到着した場合は、インターネット等による議決権の行使を有効なものとして取り扱わせていただきます。

2 インターネット等による 議決権の行使の場合



- 4頁記載の「インターネット等による議決権の行使のご案内」をご確認の上、**2026年6月25日(木曜日)午後5時まで**に議決権を行使下さいますようお願い申し上げます。
- インターネット等により複数回、議決権の行使をされた場合は、最後に行われた議決権の行使を有効なものとして取り扱わせていただきます。

■ 当日ご出席の場合

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出下さいますようお願い申し上げます。

代理人によるご出席の場合は、委任状ならびに本人および代理人の議決権行使書用紙を会場受付にご提出下さいますようお願い申し上げます。(当社定款の規定により、代理人は、当社の議決権を有する他の株主様1名とさせていただきます。)

機関投資家の皆様へ

上記のインターネット等による議決権行使のほかに、あらかじめお申込みされた場合には、株式会社ＩＣＪが運営する議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことができますのでご案内いたします。



インターネット等による議決権の行使のご案内

議決権行使期限 2026年6月25日(木曜日)午後5時まで

スマートフォンによるご行使

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコード®を読み取ります。
- 2 株主総会ポータル®トップ画面から「議決権行使へ」ボタンをタップします。
- 3 スマート行使®トップ画面が表示されます。以降は画面の案内に従って賛否をご入力下さい。



※QRコードは(株)デンソーウェーブの登録商標です。



パソコンによるご行使

以下のURLより議決権行使書用紙に記載のログインID・パスワードをご入力の上アクセスして下さい。ログイン以降は画面の案内に従って賛否をご入力下さい。

株主総会ポータルURL ▶<https://www.soukai-portal.net>

議決権行使ウェブサイトも引き続きご利用いただけます。 ▶<https://www.web54.net>

- 一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」「パスワード」をご入力いただく必要があります。

※ 株主総会ポータルや議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際の接続料金および通信料金等は株主様のご負担となります。

※ インターネットのご利用環境、ご加入のサービスやご使用の機種によっては、株主総会ポータルや議決権行使ウェブサイトをご利用いただけない場合があります。

システム等に関するお問い合わせ

三井住友信託銀行
証券代行ウェブサポート

専用ダイヤル

 **0120-652-031** (受付時間 9:00~21:00)

株主総会参考書類

議案および参考事項

第 1 号議案 剰余金の処分の件

当期の期末配当につきましては、安定配当の維持を基本方針としつつ、経営環境や当期の業績等を勘案して、次のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

1 配当財産の種類

金銭

2 配当財産の割当てに関する事項ならびにその総額

当社普通株式 1 株につき金50円

配当総額 5,592,090,800円

これにより、当期の年間配当金は、すでに実施した中間配当金と合わせ 1 株につき100円となります。

3 剰余金の配当が効力を生じる日

2026年6月29日

第2号議案

取締役10名選任の件

本定時株主総会の終結の時をもって、取締役9名全員の任期が満了いたします。

つきましては、取締役会の監督機能の充実のため、社外取締役を1名増員し、社外取締役4名を含む取締役10名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名	現在の当社における地位
1	再任 ふ し はら まさ ふみ 不死原 正 文	取締役会長
2	再任 た うら よし ふみ 田 浦 良 文	代表取締役社長
3	再任 あさ くら ひで あき 朝 倉 秀 明	代表取締役副社長
4	再任 ふか み しん じ 深 見 慎 二	代表取締役副社長
5	再任 き ら なお ゆき 吉 良 尚 之	取締役 専務執行役員
6	新任 ばん まさ ひろ 伴 政 浩	専務執行役員
7	再任 ふり かど ひで ゆき 振 角 秀 行	社外取締役 独立役員
8	再任 つつみ しん こ 堤 晋 吾	社外取締役 独立役員
9	新任 み たに わ か こ 三 谷 和歌子	社外取締役 独立役員
10	新任 とよ だ ゆう こ 豊 田 祐 子	社外取締役 独立役員

候補者
番号

1

ふ し はら ま さ ふ み
不死原 正文

再 任



■ 生年月日	1954年 5月18日
■ 取締役会出席回数	15回／15回（100％）
■ 取締役在任年数	11年（本定時株主総会終結時）
■ 所有する当社の株式の数	24,559株

■ 略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況

1978年 4月	当社入社	2016年 4月	取締役 常務執行役員 セメント事業 本部長
2007年 4月	環境事業カンパニー事業推進部長	2017年 4月	取締役 専務執行役員 セメント事業 本部長
2009年 5月	環境事業カンパニー営業部長	2018年 4月	代表取締役社長
2010年10月	環境事業部長	2024年 4月	取締役会長（現在）
2012年 4月	執行役員 環境事業部長		
2015年 4月	常務執行役員		
2015年 6月	取締役 常務執行役員		

取締役候補者とする理由

不死原正文氏は、2015年から取締役として当社の経営に従事し、代表取締役社長を経て、現在は取締役会長を務めており、経営者としての豊富な経験・実績・見識を有しております。取締役会議長として取締役会の機能強化に努めるとともに、経営の重要事項の決定および業務執行に対する監督など、当社グループの持続的な企業価値向上を目指すにあたり適切な人材と判断したため、引き続き取締役候補者としております。

- (注) 1. 当社は、現在、不死原正文氏との間で、会社法第423条第1項の責任について、その職務を行うにつき善意であり重大な過失がなかったときは、賠償責任を会社法第425条第1項に定める最低責任限度額に限定する契約を締結しております。同氏の選任が承認された場合には、同契約を継続する予定であります。
2. 不死原正文氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

候補者
番号

2

た う ら
田 浦
よ し ふ み
良 文

再 任



■ 生年月日	1960年 3月 4日
■ 取締役会出席回数	15回／15回（100％）
■ 取締役在任年数	3年（本定時株主総会終結時）
■ 所有する当社の株式の数	23,866株

■ 略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況

1983年 4月	当社入社	2020年 6月	常務執行役員 海外事業本部長 太平洋水泥（中国）投資有限公司董事長
2013年 4月	海外事業本部営業部長	2022年 4月	常務執行役員 海外事業本部長
2017年 4月	執行役員 海外事業本部営業部長	2023年 4月	専務執行役員 海外事業本部長
2019年 4月	常務執行役員 海外事業本部長	2023年 6月	取締役 専務執行役員 海外事業本部長
2019年 6月	取締役 常務執行役員 海外事業本部長	2024年 4月	代表取締役社長（現在）
2019年 8月	取締役 常務執行役員 海外事業本部長 太平洋水泥（中国）投資有限公司董事長		

取締役候補者とする理由

田浦良文氏は、2023年から取締役として当社の経営に従事し、海外事業本部長を経て、現在は代表取締役社長を務めており、経営者としての豊富な経験・実績・見識を有しております。当社グループの経営を牽引し、経営の重要事項の決定および業務執行に対する監督など、当社グループの持続的な企業価値向上を目指すにあたり適切な人材と判断したため、引き続き取締役候補者としております。

（注）田浦良文氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

候補者
番号

3

あさくら ひであき
朝倉 秀明

再任



■ 生年月日	1959年11月20日
■ 取締役会出席回数	15回／15回（100％）
■ 取締役在任年数	4年（本定時株主総会終結時）
■ 所有する当社の株式の数	16,532株

■ 略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況

1982年 4月	当社入社	2022年 6月	取締役 専務執行役員
2011年 4月	ギソンセメントコーポレーション社長	2024年 4月	代表取締役副社長 社長補佐 経営企画部・サステナビリティ推進部・法務部担当
2016年 4月	当社執行役員 ギソンセメントコーポレーション社長	2025年 4月	代表取締役副社長 社長補佐 カーボンニュートラル統括 経営企画部・サステナビリティ推進部担当
2018年 4月	当社執行役員 セメント事業本部営業部長	2026年 4月	代表取締役副社長 社長補佐 IR統括 カーボンニュートラル統括 法務部・サステナビリティ推進部担当（現在）
2019年 4月	常務執行役員		
2019年 6月	取締役 常務執行役員		
2020年 6月	常務執行役員		
2022年 4月	専務執行役員		

取締役候補者とする理由

朝倉秀明氏は、2022年から取締役として当社の経営に従事し、現在は代表取締役副社長を務めており、経営者としての豊富な経験・実績・見識を有しております。当社グループの経営を牽引し、経営の重要事項の決定および業務執行に対する監督など、当社グループの持続的な企業価値向上を目指すにあたり適切な人材と判断したため、引き続き取締役候補者としております。

（注）朝倉秀明氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

候補者
番号

4

ふか み しん じ
深見 慎二

再任



■ 生年月日	1960年7月28日
■ 取締役会出席回数	15回／15回（100％）
■ 取締役在任年数	2年（本定時株主総会終結時）
■ 所有する当社の株式の数	11,313株

■ 略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況

1986年 4月	当社入社	2024年 6月	取締役 専務執行役員 海外事業本部長
2015年 4月	海外事業本部企画部長	2025年 4月	取締役副社長 社長補佐 グローバル事業本部長
2018年 4月	環境事業部長	2026年 4月	代表取締役副社長 社長補佐 グローバル事業本部長（現在）
2019年 4月	執行役員 環境事業部長		
2022年 4月	常務執行役員		
2024年 4月	専務執行役員 海外事業本部長		

取締役候補者とする理由

深見慎二氏は、2024年から取締役として当社の経営に従事し、現在は代表取締役副社長兼グローバル事業本部長を務めており、経営者としての豊富な経験・実績・見識を有しております。当社グループの経営を牽引し、経営の重要事項の決定および業務執行に対する監督など、当社グループの持続的な企業価値向上を目指すにあたり適切な人材と判断したため、引き続き取締役候補者としております。

（注）深見慎二氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

候補者
番号

5

き ら なお ゆ き
吉 良 尚 之

再 任



■ 生年月日	1961年12月24日
■ 取締役会出席回数	12回／12回（100％）
■ 取締役在任年数	1年（本定時株主総会終結時）
■ 所有する当社の株式の数	8,299株

■ 略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況

1984年 4月 当社入社	2024年 4月 常務執行役員 セメント事業本部長
2017年 4月 関西四国支店長	2025年 4月 専務執行役員 セメント事業本部長
2019年 4月 執行役員 セメント事業本部営業部長	2025年 6月 取締役 専務執行役員 セメント事業本部長（現在）
2023年 4月 常務執行役員 セメント事業本部長兼 セメント事業本部営業部長	

重要な兼職の状況

ピーエス・コンストラクション株式会社社外取締役

取締役候補者とする理由

吉良尚之氏は、2025年から取締役として当社の経営に従事し、セメント事業本部長として当社グループの発展に大きく貢献しております。経営の重要事項の決定および業務執行に対する監督など、当社グループの持続的な企業価値向上を目指すにあたり適切な人材と判断したため、引き続き取締役候補者としております。

- (注) 1. 吉良尚之氏は、2025年6月27日開催の第27回定時株主総会において新たに選任され、同日取締役に就任したため、取締役会の出席状況は、当該就任日以降に開催された取締役会を対象としております。
2. 吉良尚之氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

候補者
番号

6

ばん
伴まさ ひろ
政 浩

新任



■ 生年月日	1962年 7月 9日
■ 所有する当社の株式の数	5,800株

■ 略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況

1986年 4月 当社入社	2023年 4月 常務執行役員
2019年 4月 経理部長	2026年 4月 専務執行役員（現在）
2022年 4月 執行役員 経理部長	

取締役候補者とする理由

伴政浩氏は、2026年から専務執行役員に就任し、人事・経理・総務部門の担当役員として当社グループの発展に大きく寄与しております。当社グループの持続的な企業価値向上を目指すにあたり適切な人材と判断したため、新たに取締役候補者としております。

（注）伴政浩氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

候補者
番号

7

ふり かど ひで ゆき
振角 秀行

社外取締役候補者

再任



■ 生年月日	1954年 8月 3日
■ 取締役会出席回数	15回／15回（100％）
■ 取締役在任年数	5年（本定時株主総会終結時）
■ 所有する当社の株式の数	1,700株

■ 略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況

1977年 4月 大蔵省入省	2013年12月 同省退官
2004年 7月 金融庁審議官	2014年 6月 一般社団法人信託協会専務理事
2010年 7月 財務省財務総合政策研究所長	2021年 6月 当社社外取締役（現在）

社外取締役候補者とする理由および期待される役割の概要

振角秀行氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与しておりませんが、国家公務員として行政に関する豊富な経験と幅広い見識を有しております。当社取締役会において当該視点よりの確な提言・助言をいただくほか、指名報酬諮問委員会の委員として、取締役の指名・報酬の決定に関する手続きの公平性・透明性・客観性の強化に取り組んでいただくことを期待しております。業務執行を行う経営陣から独立した客観的な立場にあることから、経営全般に対する監視・監督に資するところは大きいと判断し、引き続き取締役候補者としております。

- (注) 1. 振角秀行氏は、社外取締役候補者であります。
2. 当社は、現在、振角秀行氏との間で、会社法第423条第1項の責任について、その職務を行うにつき善意であり重大な過失がなかったときは、賠償責任を会社法第425条第1項に定める最低責任限度額に限定する契約を締結しております。同氏の選任が承認された場合には、同契約を継続する予定であります。
3. 振角秀行氏は、当社の定める社外役員の独立性判断基準を満たしており、当社は、同氏を株式会社東京証券取引所および証券会社法人福岡証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。なお、当社の定める社外役員の独立性判断基準は、21頁に記載のとおりであります。
4. 振角秀行氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

候補者
番号

8

つつみ
堤しんご
晋吾

社外取締役候補者

再任



■ 生年月日	1958年 9月 11日
■ 取締役会出席回数	15回／15回（100％）
■ 取締役在任年数	2年（本定時株主総会終結時）
■ 所有する当社の株式の数	700株

■ 略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況

1981年 4月	東洋曹達工業株式会社（現東ソー株式会社）入社	2020年 6月	大洋塩ビ株式会社取締役社長
2017年 6月	東ソー株式会社取締役 上席執行役員	2024年 6月	当社社外取締役（現在）
2019年 6月	同社取締役 常務執行役員		

社外取締役候補者とする理由および期待される役割の概要

堤晋吾氏は、事業法人の経営者としての豊富な経験・実績・見識を有しております。当社取締役会において当該視点よりの確かな提言・助言をいただくほか、指名報酬諮問委員会の委員として、取締役の指名・報酬の決定に関する手続きの公平性・透明性・客観性の強化に取り組んでいただくことを期待しております。業務執行を行う経営陣から独立した客観的な立場にあることから、経営全般に対する監視・監督に資するところは大きいと判断し、引き続き取締役候補者としております。

（注）1. 堤晋吾氏は、社外取締役候補者であります。

2. 当社は、現在、堤晋吾氏との間で、会社法第423条第1項の責任について、その職務を行うにつき善意であり重大な過失がなかったときは、賠償責任を会社法第425条第1項に定める最低責任限度額に限定する契約を締結しております。同氏の選任が承認された場合には、同契約を継続する予定であります。
3. 堤晋吾氏は、当社の定める社外役員の独立性判断基準を満たしており、当社は、同氏を株式会社東京証券取引所および証券会員制法人福岡証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。なお、当社の定める社外役員の独立性判断基準は、21頁に記載のとおりであります。
4. 堤晋吾氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

候補者
番号

9

三谷 和歌子

(戸籍上の氏名：赤松和歌子)

社外取締役候補者

新任



■ 生年月日	1974年 1 月 4 日
■ 所有する当社の株式の数	3,800株

■ 略歴、地位および重要な兼職の状況

2000年 4 月	弁護士登録（第一東京弁護士会）	2024年 9 月	ロデム総合法律事務所パートナー （現在）
2001年 7 月	田辺総合法律事務所入所		
2012年 4 月	同事務所パートナー		
2018年 2 月	当社社外監査役（現在）		
2023年 6 月	生化学工業株式会社社外監査役（現在）		
2024年 6 月	株式会社早稲田アカデミー社外取締役 （現在）		

重要な兼職の状況

弁護士 ロデム総合法律事務所パートナー
生化学工業株式会社社外監査役
株式会社早稲田アカデミー社外取締役

社外取締役候補者とする理由および期待される役割の概要

三谷和歌子氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与しておりませんが、長年に亘り企業法務分野の実務に携わるなど、弁護士としての豊富な経験・実績・見識を有しております。当社取締役会において、特に同氏が有するリスクマネジメントやコンプライアンスに関する経験・見識を活かし、的確な提言・助言をいただくほか、指名報酬諮問委員会の委員に就任いただく予定であり、取締役の指名・報酬の決定に関する手続きの公平性・透明性・客観性の強化に取り組んでいただくことを期待しております。業務執行を行う経営陣から独立した客観的な立場にあることから、経営全般に対する監視・監督に資するところは大きいと判断し、新たに取締役候補者としております。

- (注) 1. 三谷和歌子氏は、社外取締役候補者であります。
2. 三谷和歌子氏は、現在の当社の社外監査役であり、社外監査役の在任期間は、本定時株主総会の終結の時をもって8年4ヶ月となります。なお、同氏は、本定時株主総会の終結の時をもって、監査役を辞任いたします。
3. 当社は、現在、三谷和歌子氏との間で、会社法第423条第1項の責任について、その職務を行うにつき善意であり重大な過失がなかったときは、賠償責任を会社法第425条第1項に定める最低責任限度額に限定する契約を締結しております。同氏の選任が承認された場合には、同契約を継続する予定であります。
4. 三谷和歌子氏は、当社の定める社外役員の独立性判断基準を満たしており、当社は、同氏を株式会社東京証券取引所および証券会員制法人福岡証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。同氏の選任が承認された場合には、引き続き、独立役員として届け出る予定であります。なお、当社の定める社外役員の独立性判断基準は、21頁に記載のとおりであります。
5. 三谷和歌子氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

候補者
番号

10

とよ だ ゆう こ
豊 田 祐 子

社外取締役候補者

新 任



■ 生年月日

1970年 8月 21日

■ 所有する当社の株式の数

0株

■ 略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況

2000年 10月 弁護士登録
西村総合法律事務所（現西村あさひ法律事務所・外国法共同事業）
2002年 6月 法務省民事局付
2006年 4月 西村とさわ法律事務所（現西村あさひ法律事務所・外国法共同事業）
2011年 4月 野村ホールディングス株式会社グループ法務部長

2014年 12月 バークレイズ証券株式会社コンプライアンス部コントロールルーム室長
2015年 9月 シティユーワ法律事務所スペシャル・カウンセル
2023年 1月 同事務所パートナー（現在）
2023年 3月 住友林業株式会社社外取締役（現在）

重要な兼職の状況

弁護士 シティユーワ法律事務所パートナー
住友林業株式会社社外取締役

社外取締役候補者とする理由および期待される役割の概要

豊田祐子氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与しておりませんが、長年に亘り企業法務分野の実務に携わるなど、弁護士としての豊富な経験・実績・見識を有しております。当社取締役会において、特に同氏が有する国際法務やガバナンスに関する経験・見識を活かし、的確な提言・助言をいただくほか、指名報酬諮問委員会の委員に就任いただく予定であり、取締役の指名・報酬の決定に関する手続きの公平性・透明性・客観性の強化に取り組んでいただくことを期待しております。業務執行を行う経営陣から独立した客観的な立場にあることから、経営全般に対する監視・監督に資するところは大きいと判断し、新たに取締役候補者としております。

- (注) 1. 豊田祐子氏は、社外取締役候補者であります。
2. 豊田祐子氏は、2026年6月17日をもってエーザイ株式会社の社外取締役に就任する予定であります。
3. 当社は、豊田祐子氏の選任が承認された場合には、同氏との間で、会社法第423条第1項の責任について、その職務を行うにつき善意であり重大な過失がなかったときは、賠償責任を会社法第425条第1項に定める最低責任限度額に限定する契約を締結する予定であります。
4. 豊田祐子氏は、当社の定める社外役員の独立性判断基準を満たしており、同氏の選任が承認された場合には、当社は、同氏を株式会社東京証券取引所および証券会員制法人福岡証券取引所に対し、独立役員として届け出る予定であります。なお、当社の定める社外役員の独立性判断基準は、21頁に記載のとおりであります。
5. 当社は、豊田祐子氏がパートナーを務めるシティユーワ法律事務所から、同氏以外の弁護士より必要に応じて法律上のアドバイスを受けることがあります。同事務所との間に顧問契約は締結しておらず、当社が同事務所に支払った報酬額は同事務所および当社それぞれの年間売上額の1%未満と僅少であり、特別の関係はありません。その他の重要な兼職先と当社との間にも特別の関係はありません。
6. 豊田祐子氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

役員等賠償責任保険契約について

当社は、全ての取締役、監査役および執行役員を被保険者とした、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者が負担することになる会社役員としての業務遂行に起因する損害賠償請求によって生じる損害を、当該保険契約により填補することとしております。各候補者の選任が承認された場合には、各氏は、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。また、当社は、2026年7月に当該保険契約を更新する予定であります。

(ご参考) 取締役候補者が有する専門性および経験

氏 名	性 別	属 性	指名報酬 諮問委員会	専門性および経験					
				企業経営	生産 技術 研究	営業 販売	財務 会計	法務 リスク マネジメント	グローバル ビジネス
不死原 正文	男性		●	●		●	●	●	●
田浦 良文	男性			●	●	●			●
朝倉 秀明	男性			●		●	●	●	●
深見 慎二	男性			●	●	●			●
吉良 尚之	男性			●		●			
伴 政浩	男性			●			●	●	
振角 秀行	男性	社外取締役 独立役員	●				●	●	●
堤 晋吾	男性	社外取締役 独立役員	●	●		●	●		●
三谷 和歌子	女性	社外取締役 独立役員	●				●	●	
豊田 祐子	女性	社外取締役 独立役員	●					●	●

第3号議案

監査役2名選任の件

本定時株主総会の終結の時をもって、監査役荻野雅博の任期が満了し、監査役三谷和歌子が辞任いたします。

つきましては、監査役2名の選任をお願いするものであります。

監査役候補者は、次のとおりであります。

なお、本議案の提出につきましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。

候補者
番号

1

まつい
松井

いさお
功

新任



生年月日

1961年5月24日

所有する当社の株式の数

9,878株

略歴、地位および重要な兼職の状況

1985年 4月	当社入社	2022年 4月	当社常務執行役員 海外事業本部副本部長
2015年 4月	建材事業部長		ギソンセメントコーポレーション社長
2018年11月	建材事業部長兼事業企画管理部長	2023年 4月	常務執行役員
2019年 4月	建材事業部長	2024年 4月	専務執行役員
2020年 4月	執行役員 建材事業部長	2024年 6月	取締役 専務執行役員
2021年 4月	当社執行役員 ギソンセメントコーポレーション社長	2026年 4月	取締役（現在）

監査役候補者とする理由

松井功氏は、当社役員としてグループ戦略推進部門や総務・法務部門の業務を幅広く担当して当社のグループ経営を推進するなど、職務を通じて豊富な経験と見識を有しております。当社グループの持続的な企業価値向上を目指すにあたり取締役の職務執行を適切に監査できると判断し、新たに監査役候補者としております。

- (注) 1. 当社は、松井功氏の選任が承認された場合には、同氏との間で、会社法第423条第1項の責任について、その職務を行うにつき善意であり重大な過失がなかったときは、賠償責任を会社法第425条第1項に定める最低責任限度額に限定する契約を締結する予定であります。
2. 松井功氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

候補者
番号

2

こ ばやし よう こ
小林 洋子

社外監査役候補者

新 任



■ 生年月日 1955年 5月24日

■ 所有する当社の株式の数 0株

■ 略歴、地位および重要な兼職の状況

1978年 4月	日本電信電話公社（現NTT株式会社） 入社	2014年 6月	エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社（現NTTドコモビジネス株式会社）常勤監査役
2008年 6月	エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社（現NTTドコモビジネス株式会社）取締役法人事業本部チャネル営業本部長	2018年 6月	同社監査役 三菱UFJ信託銀行株式会社社外取締役 監査等委員（現在）
2010年 6月	エヌ・ティ・ティ・コム チェオ株式会社（現NTTドコモビジネスチェオ株式会社）代表取締役社長	2020年 6月	株式会社大林組社外取締役
		2024年 6月	株式会社西武ホールディングス社外取締役（現在）

重要な兼職の状況

株式会社西武ホールディングス社外取締役

社外監査役候補者とする理由

小林洋子氏は、事業法人の経営者および監査役としての豊富な経験・実績・見識を有しております。独立した客観的かつ公正な立場で取締役の職務執行を監査できると判断し、新たに社外監査役候補者としております。

- (注) 1. 小林洋子氏は、社外監査役候補者であります。
2. 当社は、小林洋子氏の選任が承認された場合には、同氏との間で、会社法第423条第1項の責任について、その職務を行うにつき善意であり重大な過失がなかったときは、賠償責任を会社法第425条第1項に定める最低責任限度額に限定する契約を締結する予定であります。
3. 小林洋子氏は、当社の定める社外役員の独立性判断基準を満たしており、同氏の選任が承認された場合には、当社は、同氏を株式会社東京証券取引所および証券会員制法人福岡証券取引所に対し、独立役員として届け出る予定であります。なお、当社の定める社外役員の独立性判断基準は、21頁に記載のとおりであります。
4. 小林洋子氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

役員等賠償責任保険契約について

当社は、全ての取締役、監査役および執行役員を被保険者とした、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者が負担することになる会社役員としての業務遂行に起因する損害賠償請求によって生じる損害を、当該保険契約により填補することとしております。両候補者の選任が承認された場合には、両氏は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当社は、2026年7月に当該保険契約を更新する予定であります。

第4号議案

補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備え、社外監査役の補欠として、補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

なお、本議案の提出につきましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。

いの
猪 野しげる
茂

社外監査役候補者



■ 生年月日 1962年1月4日

■ 所有する当社の株式の数 0株

■ 略歴、地位および重要な兼職の状況

1987年 4月	国税庁入庁	
2008年 2月	米国公認会計士（デラウェア州）	
2020年 7月	札幌国税局長	2024年 4月 亜細亜大学法学部教授（現在）
2021年 7月	同庁退官	2024年12月 辻・本郷ITコンサルティング株式会社 特別顧問（現在）
2021年 9月	税理士登録 辻・本郷税理士法人特別顧問（現在）	重要な兼職の状況
2021年12月	辻・本郷ITコンサルティング株式会社 取締役	税理士 亜細亜大学法学部教授

補欠の社外監査役候補者とする理由

猪野茂氏は、国税庁において要職を務めるなど、主に国家公務員・税理士として豊富な経験と幅広い見識を有しております。独立した客観的かつ公正な立場で取締役の職務執行を監査できると判断し、引き続き補欠の社外監査役候補者としております。

- (注) 1. 猪野茂氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
2. 猪野茂氏が社外監査役に就任した場合には、当社は、同氏との間で、会社法第423条第1項の責任について、その職務を行うにつき善意であり重大な過失がなかったときは、賠償責任を会社法第425条第1項に定める最低責任限度額に限定する契約を締結する予定であります。
3. 当社は、全ての取締役、監査役および執行役員を被保険者とした、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者が負担することになる会社役員としての業務遂行に起因する損害賠償請求によって生じる損害を、当該保険契約により填補することとしております。猪野茂氏が社外監査役に就任した場合には、同氏は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当社は、2026年7月に当該保険契約を更新する予定であります。
4. 猪野茂氏は、当社の定める社外役員の独立性判断基準を満たしており、同氏が社外監査役に就任した場合には、当社は、同氏を株式会社東京証券取引所および証券会員制法人福岡証券取引所に対し、独立役員として届け出る予定であります。なお、当社の定める社外役員の独立性判断基準は、21頁に記載のとおりであります。
5. 猪野茂氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

(ご参考)

社外役員の独立性判断基準

当社は、社外役員が以下の各項目のいずれにも該当しない場合、当社に対する十分な独立性を有するものと判断する。

1. 当社及び当社の子会社の業務執行者（※ 1）である者、又は過去において業務執行者であった者
2. 現在又は最近において、次の（1）から（7）のいずれかに該当する者
 - （1）当社の大株主（※ 2）、又はその業務執行者
 - （2）当社を主要な取引先とする者（※ 3）、又はその業務執行者
 - （3）当社の主要な取引先である者（※ 4）、又はその業務執行者
 - （4）当社の会計監査人である監査法人に所属する者
 - （5）当社から多額の寄附又は助成（※ 5）を受けている者、又はその業務執行者
 - （6）弁護士、公認会計士又は税理士その他のコンサルタント等の個人であって、当社から役員報酬以外に多額の金銭（※ 6）その他の財産を得ている者
 - （7）法律事務所、監査法人、税理士法人又はコンサルティング・ファーム等であって、当社を主要な取引先とする法人等（※ 7）の業務執行者
3. 上記 1 及び 2 の近親者（※ 8）である者

- （※ 1）業務執行者とは、業務執行取締役、執行役、又は執行役員その他の上級管理職にある使用人をいう。
- （※ 2）大株主とは、議決権所有割合10%以上の株主をいう。
- （※ 3）当社を主要な取引先とする者とは、直近事業年度における当社との取引額がその者の年間連結総売上高の2%を超える取引先をいう。
- （※ 4）当社の主要な取引先である者とは、直近事業年度における当社との取引額が当社の年間連結総売上高の2%を超える取引先、又は直近事業年度末における当社の連結総資産の2%を超える額を当社に融資している金融機関をいう。
- （※ 5）多額の寄附又は助成とは、受領者が個人の場合、過去3事業年度平均で年間1,000万円を超える寄附又は助成をいい、受領者が法人の場合、過去3事業年度平均で年間1,000万円又は当該法人の平均年間総費用の30%のいずれか大きい額を超える寄附又は助成をいう。
- （※ 6）多額の金銭とは、過去3事業年度平均で年間1,000万円を超えるものをいう。
- （※ 7）当社を主要な取引先とする法人等とは、過去3事業年度平均で当社との取引額がその法人等の年間連結総売上高の2%を超える法人等をいう。
- （※ 8）近親者とは、配偶者又は二親等内の親族をいう。

以 上

事業報告 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過および成果

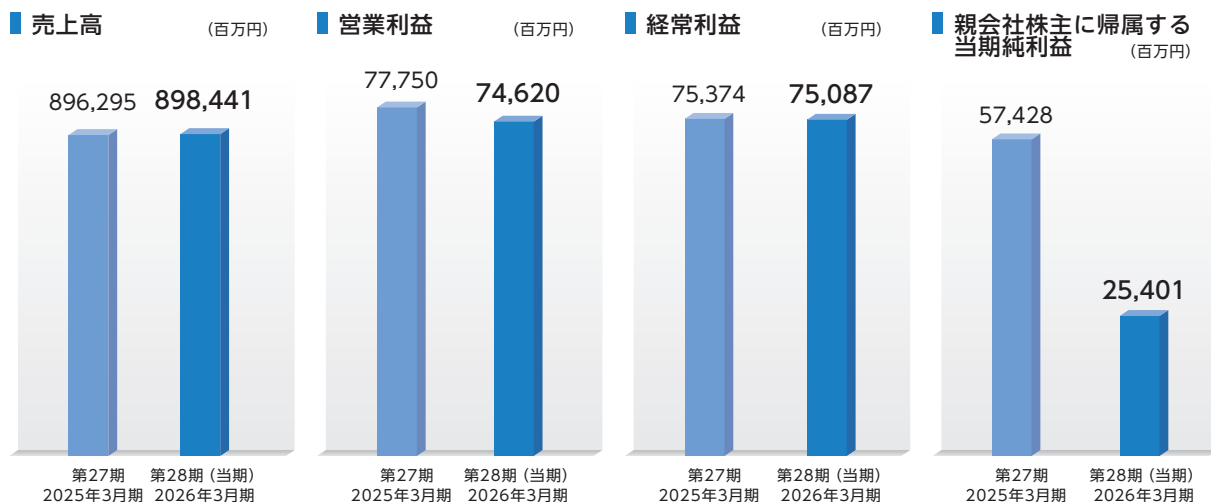
当期のわが国経済は、米国の通商政策による影響が一部で見られたものの、堅調な公共投資や持ち直した個人消費・設備投資に支えられ、年間を通して緩やかな回復基調で推移しました。しかしながら、緊迫化する中東情勢など地政学的リスクの高まりから、景気の先行きには不透明感が広がりました。

世界経済については、米国経済は拡大基調を維持したものの、個人消費の伸びが鈍化するなど勢いに陰りが見られました。また、中国経済は不動産市況の低迷が長引き、景気は緩やかに減速しました。

このような状況の中で、当期の連結売上高は8,984億4千1百万円と前期に比べ21億4千7百万円の増収、連結営業利益は746億2千万円と前期に比べ31億3千万円の減益、連結経常利益は750

億8千7百万円と前期に比べ2億8千7百万円の減益、親会社株主に帰属する当期純利益はフィリピンのセメント製造・販売子会社であるタイハイヨウセメントフィリピンズ株式会社における減損損失の計上などにより254億1百万円と前期に比べ320億2千7百万円の減益となりました。

事業部門別の概況は次のとおりであります。各金額については、事業部門間取引の相殺消去前の数値によっております。2025年4月1日付の組織改定に伴い、当期より、一部子会社の報告セグメントの変更を行っており、以下の前年同期比較については、当該変更を反映した数値で記載しております。



セメント事業部門

売上高 6,679億1千万円 (前期比 0.0%減)

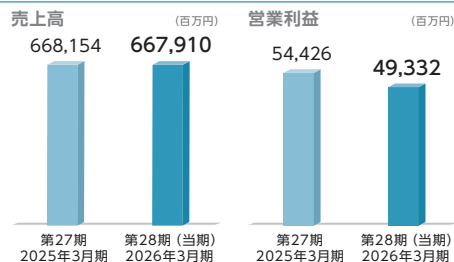
営業利益 493億3千2百万円 (前期比 9.4%減)

セメントの国内需要は、国土強靱化対策、防衛関連、都市開発事業、半導体関連事業をはじめとするサプライチェーンの国内回帰に伴う工場建設、リニア中央新幹線等により一定の需要がある一方、建設コストの高騰や建設現場における週休二日制の拡大による土曜日の出荷量減少に加え、慢性的な建設作業員不足に伴う工期の長期化等の影響を受け、全体では3,053万トンと、前期に比べ6.5%減少しました。その内、輸入品は2万トンと前期に比べ1.0%減少しました。また、総輸出数量は879万トンと、前期に比べ7.1%増加しました。

このような情勢の下、当社グループにおけるセメントの国内販売数量は、受託販売分を含め1,193万トンと前期に比べ9.4%減少しました。輸出数量は332万トンと前期に比べ9.8%増加しました。

米国西海岸のセメント事業は、住宅需要の減速や悪天候の影響等により、販売数量は前期を下回ったものの、販売価格は前期を上回りました。ベトナムのセメント事業は、国内需要が回復し、輸出を含めた販売数量は前期を上回りました。フィリピンのセメント事業は、販売数量は前期を上回ったものの、新型コロナウイルス影響後の金利上昇および需要の停滞を踏まえて事業計画を見直した結果、固定資産の減損損失を計上しました。

以上の結果、売上高は6,679億1千万円と前期に比べ2億4千4百万円の減収となり、営業利益は493億3千2百万円と前期に比べ50億9千4百万円の減益となりました。



セメント専用船「黎明」
(2026年2月就航)

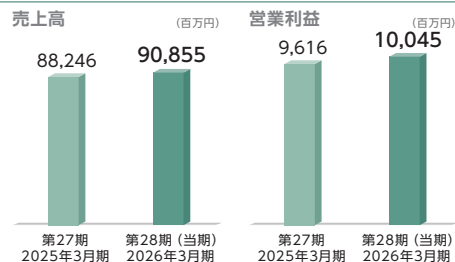
資源事業部門

売上高 908億5千5百万円（前期比 3.0%増）

営業利益 100億4千5百万円（前期比 4.5%増）

骨材事業、鉱産品事業は販売数量が減少しました。土壌ソリューション事業は主に北海道新幹線関連工事が順調に進捗し、固化不溶化材の販売数量が増加しました。また事業全体において、各種コストアップ分の販売価格への転嫁が浸透しました。

以上の結果、売上高は908億5千5百万円と前期に比べ26億8百万円の増収となり、営業利益は100億4千5百万円と前期に比べ4億2千9百万円の増益となりました。



布師田出荷センター（高知県）

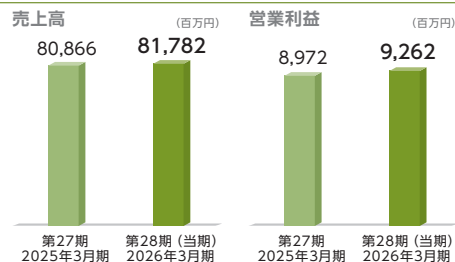
環境事業部門

売上高 817億8千2百万円（前期比 1.1%増）

営業利益 92億6千2百万円（前期比 3.2%増）

石炭の埠頭中継業務や污泥処理は伸び悩んだものの、リニア建設発生土の埠頭中継業務や石炭灰処理が堅調に推移しました。

以上の結果、売上高は817億8千2百万円と前期に比べ9億1千6百万円の増収となり、営業利益は92億6千2百万円と前期に比べ2億9千万円の増益となりました。



リサイクル燃料（熊谷工場）

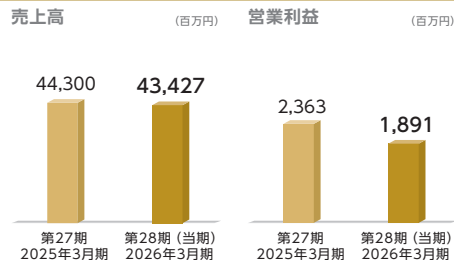
建材・建築土木事業部門

売上高 434億2千7百万円（前期比 2.0%減）

営業利益 18億9千1百万円（前期比 20.0%減）

ALC（軽量気泡コンクリート）および建築・土木材料の販売が低調に推移したことに加え、運賃や人件費等の各種コストアップの影響を受けました。

以上の結果、売上高は434億2千7百万円と前期に比べ8億7千3百万円の減収となり、営業利益は18億9千1百万円と前期に比べ4億7千2百万円の減益となりました。



無機質系人造木材「エースライト」
(太平洋マテリアル株式会社)

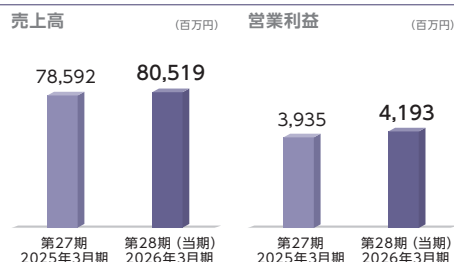
その他事業部門

売上高 805億1千9百万円（前期比 2.5%増）

営業利益 41億9千3百万円（前期比 6.6%増）

エンジニアリング、不動産事業および化学製品事業は低調に推移したもの、情報処理、運輸・倉庫事業および電力供給事業は好調に推移しました。

以上の結果、売上高は805億1千9百万円と前期に比べ19億2千6百万円の増収となり、営業利益は41億9千3百万円と前期に比べ2億5千8百万円の増益となりました。



■ 事業部門別売上高・営業利益

(単位：百万円)

部 門	売上高	前期比増減	営業利益	前期比増減
セメント事業部門	667,910	△ 244	49,332	△ 5,094
資源事業部門	90,855	2,608	10,045	429
環境事業部門	81,782	916	9,262	290
建材・建築土木事業部門	43,427	△ 873	1,891	△ 472
その他事業部門	80,519	1,926	4,193	258
小 計	964,493	4,335	74,723	△ 4,589
消去または全社	△ 66,052	△ 2,188	△ 103	1,459
合 計	898,441	2,147	74,620	△ 3,130

(2) 設備投資の状況

当社グループの当期の設備投資額は、セメント事業810億8千6百万円、資源事業209億9千7百万円、環境事業14億8千3百万円、建材・建築土木事業30億6百万円、その他事業33億4千8百万円、全社資産5億8千8百万円であり、総額1,105億8百万円と前期に比べ159億6千6百万円減少しております。

(3) 財産および損益の状況の推移

区 分	第25期 2023年3月期	第26期 2024年3月期	第27期 2025年3月期	第28期 2026年3月期 (当期)
売上高 (百万円)	809,542	886,276	896,295	898,441
経常利益 (百万円)	1,016	59,473	75,374	75,087
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	△ 33,207	43,273	57,428	25,401
1株当たり当期純利益 (円)	△ 283.68	371.09	502.48	227.86
総資産 (百万円)	1,268,863	1,338,251	1,423,695	1,479,061
純資産 (百万円)	528,857	596,385	676,124	712,237

(注) △印は損失を示しております。

(4) 対処すべき課題

今後のわが国経済は、個人消費や設備投資に支えられ、緩やかな回復が続くことが期待されます。一方で、依然として先の見えない物価上昇に加え、中東情勢の緊迫化に代表される地政学的リスクの高まりは、エネルギー価格や海上輸送コストのさらなる上昇を招く懸念があり、景気の先行きは予断を許さない状況が続く見通しです。

このような状況下、当社グループの事業環境は、国土強靱化や防災・減災対策、首都圏の再開発、サプライチェーンの国内回帰に伴う工場建設やリニア中央新幹線関連工事などがセメント需要を下支えする一方で、建設業界が抱える人手不足といった構造的な課題に起因する工事の遅延が必要の足かせとなっており、強含みの材料と弱含みの材料が混在する状況が想定されます。こうした中、2025年4月から実施しているセメントの販売価格改定の効果を着実に収益改善に繋げてまいります。

米国経済については、インフラ投資やロサンゼルスオリンピック・パラリンピック関連投資が本格化し、景気を押し上げることが期待されますが、個人消費の伸びの鈍化など成長ペースには陰りも見られ、金融市場の動向と合わせて、その影響を慎重に見極める必要があります。

このような情勢の中で、当社グループが成長の歩みを止めない企業グループになるとともに今後も持続可能な社会の構築に貢献していくための方向性を明確にするため、2050年をイメージした「2050年のありたい姿」および2030年をイメージした「太平洋ビジョン2030」を設定しております。さらに、それらを実現していくための中期計画として2024年度から2026年度を対象期間とする「26中期経営計画」を策定しており、本中期経営計画の最終年度となる2026年度は、以下の経営課題に対し精力的に取り組んでまいります。

(1) 2050年のありたい姿

- ①グループの総合力とカーボンニュートラルをはじめとする革新的技術を全世界に展開する。
- ②世界のセメント産業のリーダーとなる。
- ③人々の安全・安心な脱炭素・循環型社会を支える企業グループになる。

(2) 太平洋ビジョン2030

- ①環太平洋においてグループの総合力を活かしプレゼンスを拡大する。
- ②カーボンニュートラル実現とサーキュラーエコノミー実現に貢献する。
- ③持続的に成長する強靱な企業グループとなる。

(3) 26中期経営計画を通じて目指す姿

「3D Approach for Sustainable Future
～持続可能な社会の実現に向けた3次元の挑戦～」

当社グループは、持続可能な社会の実現に向けて3つの取組みを複合的に推進し、その取組みを通じて得た恩恵を広くステークホルダーと共有します。

- ①国内事業の再生
- ②グローバル戦略の更なる推進
- ③サステナビリティ経営推進とカーボンニュートラルへの貢献

国内事業の再生

国内セメント需要の減少が続く市場環境において、収益重視へ向けた価格政策の抜本的見直し、営業体制の効率化などによるトータルソリューションの提供および混合セメントの輸出拡大と国内向け安定供給を前提とした生産体制の最適化を進め、国内事業の再生を図ります。

グローバル戦略の更なる推進

米国やフィリピンにおける既存事業の収益基盤

強化、未進出エリア・未開拓事業への進出による事業領域の拡大および混合セメントの展開や物流ネットワークの強化によるトレーディング事業の拡大によって、グローバル戦略を推進していきます。

サステナビリティ経営の推進とカーボンニュートラルへの貢献

2050年サプライチェーン全体でのカーボンニュートラル実現を目指し、革新的セメント製造技術確立に向けたカーボンニュートラルモデル工場構想や既存技術を活用した混合セメント化の推進など、カーボンニュートラル戦略に取り組んでいきます。また、DX戦略、人的資本戦略およびIR戦略にも着実に取り組むことでサステナビリティ経営を推進していきます。

＜事業戦略＞

セメント（国内）

セメント価格の適正化による国内セメント事業の再生を図ります。また、工場設備強靱化による安定生産や運転者の労働時間規制等に対応するための輸送体制最適化による安定供給、および低炭素型混合セメントの製品化検討などのカーボンニュートラルに向けた取組みを進めていきます。

セメント（海外）

安定と成長が両立する米国市場における事業の深化およびリニューアルプロジェクトが完成したフィリピンでの収益改善を図ります。また、混合セメントやスラグ、フライアッシュ等のセメンティンフラストラクチャスマテリアルを活用した事業戦略を進出各国で展開していきます。

資源

既存コア事業の強靱化や資源の長期安定供給体制の構築など、中長期を見据えた資源政策に鋭意取り組み、セメント需要変動に影響を受けない収益構造を確立します。

環境事業

既存事業の競争優位性拡大に加え、カーボンニュートラルとサーキュラーエコノミーを同時に進捗させ、新たな付加価値を創造しつつ成長を持続していきます。

建材・建築土木

販売価格適正化やDX投資等による既存事業の収益力強化を推進します。また、新規商材の市場投入および海外を含む新規事業領域への進出を図ります。

＜研究開発戦略＞

カーボンニュートラル実現を目指した技術開発、事業拡大・収益改善への貢献、持続的成長のための研究開発およびグループ総合研究所への進化を柱として、世界最高水準の研究開発力への深化と経営への貢献を目指します。

＜知的財産戦略＞

カーボンニュートラル推進を支える特許網の構築および各事業を支える知的資本の拡充に取り組んでいきます。

株主の皆様におかれましては、引き続き変わらぬご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 重要な子会社の状況

会社名	出資比率 (%)	主要な事業内容
株式会社デイ・シー	100	セメントの製造販売
クリオン株式会社	99.3	軽量気泡コンクリートの製造販売
明星セメント株式会社	100	セメントの製造販売
太平洋マテリアル株式会社	100	混和材(剤)、無収縮材等各種建築土木資材の製造販売
三井埠頭株式会社	100	私設崖壁を活用した埠頭業務
カルポルトランド株式会社	100	米国におけるセメント、生コンクリート等の製造販売
ギソンセメントコーポレーション	65.0	ベトナムにおけるセメントの製造販売
タイハイヨウセメントフィリピンズ株式会社	100	フィリピンにおけるセメントの製造販売

(注) 1. 出資比率には、子会社を通じての間接所有分を含んでおります。

2. 前連結会計年度末において子会社であった江南ー小野田水泥有限公司は、当連結会計年度に持分譲渡したことに伴い、子会社から除外しております。

(6) 主要な事業内容

当社グループの事業内容はセメント事業部門、資源事業部門、環境事業部門、建材・建築土木事業部門およびその他事業部門に分かれ、主なものは次のとおりであります。

①セメント事業部門

普通ポルトランドセメントその他各種セメント、ホホワイトセメント、建材用セメント、エコセメント、セメント系固化材、生コンクリート、混和材(剤) 他

②資源事業部門

骨材、石灰石、寒水石、生石灰、珪石、重金属不溶化材、建設発生土処理事業他

③環境事業部門

廃棄物リサイクル事業(セメント原燃料化)、排煙脱硫材、リサイクル商品、化成品他

④建材・建築土木事業部門

コンクリート製品、建材、土木・建築工事、水関連事業他

⑤その他事業部門

不動産事業、エンジニアリング事業、情報処理事業、金融事業、運輸・倉庫事業、化学製品事業、スポーツ事業、電力供給事業他

(7) 主要な事業所および工場

①当社の主要な事業所および工場

本社：東京都文京区小石川一丁目1番1号

研究開発本部：千葉県佐倉市

支店および工場

支 店		工 場	
名 称	所在地	名 称	所在地
北海道支店	北海道札幌市	上磯工場	北海道北斗市
東北支店	宮城県仙台市	大船渡工場	岩手県大船渡市
東京支店	東京都港区	熊谷工場	埼玉県熊谷市
関東支店	群馬県高崎市	埼玉工場	埼玉県日高市
中部北陸支店	愛知県名古屋市中	藤原工場	三重県いなべ市
関西四国支店	大阪府大阪市	大分工場	大分県津久見市
中国支店	広島県広島市		
九州支店	福岡県福岡市		

(注) 2026年4月1日付で、「中部北陸支店」を「中部支店」と「北陸支店」に、「関西四国支店」を「関西支店」と「四国支店」に分割しました。

②重要な子会社の主要な事業所

名 称	所在地
株式会社デイ・シイ	神奈川県川崎市
クリオン株式会社	東京都江東区
明星セメント株式会社	新潟県糸魚川市
太平洋マテリアル株式会社	東京都北区
三井埠頭株式会社	神奈川県川崎市
カルポルトランド株式会社	米国カリフォルニア州
ギソンセメントコーポレーション	ベトナムタインホア省
タイハイヨウセメントフィリピンズ株式会社	フィリピンセブ州

(8) 従業員の状況

事業部門	従業員数（名）
セメント事業部門	8,104
資源事業部門	1,087
環境事業部門	312
建材・建築土木事業部門	766
その他事業部門	2,045
全社（共通）	312
合 計	12,626

(注) 1. 従業員数は就業人員数であります。

2. 上記のうち、当社の従業員数は下記のとおりであり、下記従業員数には休職者および出向従業員等（521名）は含んでおりません。

従業員数	前期比増減数	平均年齢	平均勤続年数
1,783名	50名増	39.6歳	16.8年

(9) 主要な借入先および借入額

借入先	借入額（百万円）
株式会社みずほ銀行	49,166
株式会社三井住友銀行	30,724
株式会社国際協力銀行	25,224
株式会社三菱UFJ銀行	20,646

2. 会社の株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数

197,730,800株

(2) 発行済株式の総数

118,191,578株

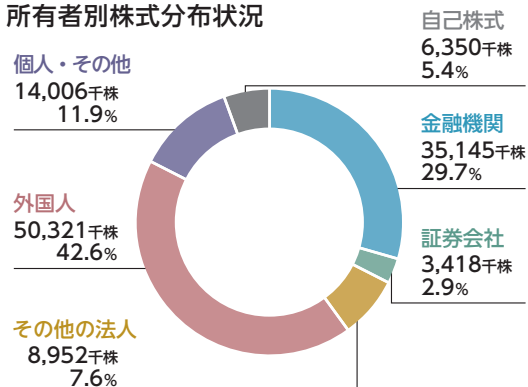
(注) 発行済株式の総数には、自己株式6,349,762株が含まれております。

(3) 株主数

43,875名

(4) 大株主

■ 所有者別株式分布状況



株 主 名	持株数 (千株)	持株比率 (%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	18,347	16.4
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505001	8,338	7.5
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	5,537	5.0
JP MORGAN CHASE BANK 385642	4,251	3.8
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG (FE-AC)	3,826	3.4
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505223	3,050	2.7
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505103	2,898	2.6
株式会社麻生	2,623	2.3
BNYM AS AGT/CLTS 10 PERCENT	1,797	1.6
JP MORGAN CHASE BANK 385781	1,621	1.4

(注) 1. 当社は、自己株式6,349,762株を保有しております。
2. 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

役員区分	株式数	交付された役員の員数
取締役 (社外取締役を除く)	13,143株	6 名

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
取締役会長	不死原 正文	
代表取締役社長	田浦 良文	
代表取締役副社長	朝倉 秀明	社長補佐 カーボンニュートラル統括 経営企画部・サステナビリティ推進部担当
取締役副社長	深見 慎二	社長補佐 グローバル事業本部長
取締役	松井 功	
取締役	吉良 尚之	ピーエス・コンストラクション株式会社 社外取締役
取締役	小泉 淑子	弁護士 シティユーワ法律事務所 パートナー DOWAホールディングス株式会社 社外取締役
取締役	振角 秀行	
取締役	堤 晋吾	
常勤監査役	荻野 雅博	
常勤監査役	根本 裕介	
監査役	三谷 和歌子 (戸籍上の氏名：赤松和歌子)	弁護士 ロデム総合法律事務所 パートナー 生化学工業株式会社 社外監査役 株式会社早稲田アカデミー 社外取締役
監査役	青木 俊人	公認会計士

- (注) 1. 取締役 小泉淑子、振角秀行、堤晋吾の各氏は、社外取締役であります。
2. 監査役 三谷和歌子、青木俊人の両氏は、社外監査役であります。
3. 取締役 吉良尚之、監査役 根本裕介の両氏は、2025年6月27日開催の第27回定時株主総会において新たに選任され、同日就任いたしました。
4. 取締役 日高幸史郎、監査役 服原克英の両氏は、2025年6月27日開催の第27回定時株主総会の終結の時をもって退任いたしました。
5. 監査役 荻野雅博、根本裕介の両氏は、当社内の経営管理部門で実務経験があり、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
6. 監査役 青木俊人氏は、公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
7. 当社は、取締役 小泉淑子氏の重要な兼職先であるシティユーワ法律事務所から、同氏以外の弁護士より必要に応じて法律上のアドバイスを受けることがあります。同事務所との間に顧問契約は締結しておらず、当社が同事務所に支払った報酬額は同事務所および当社それぞれの年間売上額の1%未満と僅少であり、特別の関係はありません。また、その他の社外役員の重要な兼職先と当社との間にも特別の関係はありません。
8. 当社は、取締役 小泉淑子、振角秀行、堤晋吾、監査役 三谷和歌子、青木俊人の各氏を、株式会社東京証券取引所および証券会
員制法人福岡証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。

9. 重要な兼職の状況に関する当期中の退任は次のとおりであります。

氏 名	地 位	重要な兼職の状況	退任日
小泉 淑子	取締役	ID&Eホールディングス株式会社 社外取締役	2025年5月15日

なお、当社とID&Eホールディングス株式会社との間に特別な関係はありません。

10. 2026年4月1日付で、次のとおり異動がありました。

氏 名	会社における地位および担当ならびに重要な兼職の状況	
	異 動 前	異 動 後
朝倉 秀明	代表取締役副社長 社長補佐 カーボンニュートラル統括 経営企画部・サステナビリティ推進部担当	代表取締役副社長 社長補佐 IR統括 カーボンニュートラル統括 法務部・サステナビリティ推進部担当
深見 慎二	取締役副社長 社長補佐 グローバル事業本部長	代表取締役副社長 社長補佐 グローバル事業本部長

11. 当社は、執行役員制度を導入しており、2026年4月1日現在の執行役員は次のとおりであります。

地 位	氏 名	担 当
専務執行役員	吉良 尚之 *	セメント事業本部長
専務執行役員	伴 政浩	人事部・経理部・総務部担当
常務執行役員	高野 博幸	GX推進部担当・研究開発本部長
常務執行役員	平田 賢一	鉱業部・資源事業部・不動産事業部担当
常務執行役員	原 剛	グローバル事業本部副本部長 兼 タイハイヨウセメントU.S.A.株式会社 社長
常務執行役員	村上 豊	監査部・資材部・環境事業部担当
常務執行役員	川辺 孝治	DX推進部・生産部・設備部・C2SPキルンプロジェクトチーム・東京たまエコリニ ューアルプロジェクトチーム担当
常務執行役員	河田 克也	秘書室・経営企画部・グループ戦略推進部担当
執行役員	宮下 隆	タイハイヨウセメントフィリピンズ株式会社 社長
執行役員	中村 藤雄	セメント事業本部営業部長
執行役員	家亀 正行	生産部長
執行役員	尾崎 浩二	東京支店長
執行役員	寺元 和彦	大分工場長
執行役員	河原木 康裕	法務部長
執行役員	的場 哲司	九州支店長
執行役員	中村 邦裕	人事部長
執行役員	鈴木 孝司	資源事業部長
執行役員	池田 厚	総務部長
執行役員	大隅 正夫	グローバル事業本部ビジネスマネジメント部長
執行役員	江里口 玲	研究開発本部副本部長

取締役を兼務する者は*印で表示しております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、取締役 不死原文文、小泉淑子、振角秀行、堤晋吾の各氏および各監査役との間で、会社法第423条第1項の責任について、その職務を行うことにつき善意であり重大な過失がなかったときは、賠償責任を会社法第425条第1項に定める最低責任限度額に限定する契約を締結しております。

(3) 会社の役員等賠償責任保険契約に関する事項

当社は、全ての取締役、監査役および執行役員を被保険者とした、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者が負担することになる会社役員としての業務遂行に起因する損害賠償請求によって生じる損害を、当該保険契約により填補することとしております。

(4) 当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等

①取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を定めております。当社は取締役の報酬決定にあたり、経営責任の明確化、業績向上への意識徹底、株主利益との連動性を図るとともに、グループの長期的な業績と企業価値の向上に対するインセンティブを与え、株主との一層の価値共有を推進いたします。取締役の報酬決定プロセスの概要は、取締役会の諮問機関として、社外取締役を過半数として構成され委員長を社外取締役とする指名報酬諮問委員会を設置し、公平性・透明性・客観性強化の観点から、同委員会による審議・取締役会への答申を経て、取締役会において同委員会の答申結果を最大限尊重し、株主総会の決議および当社規程による相当額の範囲内で代表取締役の合議へ一任する決議を行うものです。

当社取締役（社外取締役を除く）の報酬体系は、以下のとおり固定報酬と株式報酬、および業績連動報酬で構成されており、社外取締役の報酬体系は固定報酬のみで構成されております。

- ・固定報酬および株式報酬の額は、役位に応じて設定されております。
- ・業績連動報酬の額は、当該事業年度の親会社株主に帰属する当期純利益に1%を乗じた額（上限4億円）に役位別係数を乗じて得た額としております。これを当該事業年度終了後の7月から支給いたしますが、経営状況等により、業績連動報酬の額を減額することができることとし、また当該事業年度の年間配当金が1株につき30円に満たない場合は、原則として業績連動報酬を支給いたしません。
- ・株式報酬は役位に応じて毎年譲渡制限付株式を交付し、譲渡制限解除日は原則として取締役退任時としております。
- ・報酬額における固定報酬と株式報酬、および業績連動報酬の構成比は、親会社株主に帰属する当期純利益に応じ、固定報酬は概ね90%から45%、株式報酬は概ね10%から15%、業績連動報酬は0%から概ね40%としております。

- ・業績連動報酬の指標として親会社株主に帰属する当期純利益を採用した理由は、株主利益との連動性を図ることを目的とすることによるものであります。当期の業績連動報酬の総報酬額に占める割合は45%であります。当年度の業績連動報酬の算定基礎となる2024年度の親会社株主に帰属する当期純利益の実績値は574億円であります。

以上から、当社取締役会は、2025年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容は、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

②監査役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社の監査役の報酬体系は固定報酬のみで構成されており、監査役各々の報酬額は、監査役の協議により決定しております。

③取締役および監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役および監査役の報酬については、株主総会の決議によりそれぞれの限度額を決定しております。株主総会における取締役報酬の決議日は2021年6月29日、当該株主総会後における取締役数は9名（うち社外取締役3名）です。監査役報酬の決議日は2000年6月29日、当該株主総会後における監査役数は4名です。株主総会における取締役報酬の決議内容は年額12億円（うち社外取締役1億円）以内、また当該報酬枠の枠内で、取締役（社外取締役を除く）に対し譲渡制限付株式報酬として年額2億円（年20万株）以内であります。監査役報酬の決議内容は月額1,300万円以内であります。

④取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

取締役各々の報酬額は業務全般を統括する代表取締役による決定が適切であることから、当社は2025年6月開催の社外取締役を含む取締役会において、株主総会の決議および当社規程による相当額の範囲内で、取締役個々の報酬額の決定を代表取締役社長 田浦良文氏および代表取締役副社長（社長補佐、カーボンニュートラル統括、経営企画部・サステナビリティ推進部担当）朝倉秀明氏の合議へ一任する旨を決議しております。

⑤取締役および監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額（百万円）			対象となる 役員の員数 (名)
		固定報酬	業績連動報酬	非金銭報酬等	
取締役	644	331	266	47	10
監査役	72	72	—	—	5
（うち社外役員）	(67)	(67)	(—)	(—)	(5)

(注) 上記の取締役および監査役の支給人数には、2025年6月27日開催の第27回定時株主総会の終結の時をもって退任した取締役1名、監査役1名を含んでおります。

(5) 社外役員に関する事項

①当期における主な活動状況

地 位	氏 名	取締役会 出席状況	監査役会 出席状況	発言状況
取締役	小泉 淑子	15回中15回	—	取締役会において、主に弁護士としての豊富な経験と企業法務における幅広い見識から適宜発言を行っております。
取締役	振角 秀行	15回中15回	—	取締役会において、主に国家公務員としての豊富な経験と幅広い見識から適宜発言を行っております。
取締役	堤 晋吾	15回中15回	—	取締役会において、主に事業法人の経営者としての豊富な経験と幅広い見識から適宜発言を行っております。
監査役	三谷 和歌子	15回中15回	11回中11回	取締役会および監査役会において、主に弁護士としての豊富な経験と企業法務における幅広い見識から適宜発言を行っております。
監査役	青木 俊人	15回中15回	11回中11回	取締役会および監査役会において、主に公認会計士としての豊富な経験と企業会計における幅広い見識から適宜発言を行っております。

(注) 1. 当期開催の取締役会は15回、監査役会は11回となっております。

2. 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条および当社定款第24条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が1回ありました。

②社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要

取締役	小泉 淑子	弁護士として企業法務に関する豊富な経験・実績・見識を有しており、当該視点から、監視・監督機能を果たしていただくことを期待しておりますが、当社取締役会などにおいて、当社グループのリスク管理体制や海外投資などに対して、当該視点に基づき、質問・提言を行うなど積極的な発言を行い、当社の社外取締役として、業務執行に対する監督、助言など適切な役割を果たしております。また指名報酬諮問委員会委員長として同委員会に出席し、特に報酬の決定にあたっては、指名報酬諮問委員会委員長として、その検討プロセスにおいて主導的な役割を果たしております。
取締役	振角 秀行	国家公務員として行政に関する豊富な経験・実績・見識を有しており、当該視点から、監視・監督機能を果たしていただくことを期待しておりますが、当社取締役会などにおいて、当社グループのIR戦略や新規事業案件などに対して、当該視点に基づき、質問・提言を行うなど積極的な発言を行い、当社の社外取締役として、業務執行に対する監督、助言など適切な役割を果たしております。また指名報酬諮問委員会委員として同委員会に出席し、特に報酬の決定にあたっては、指名報酬諮問委員会委員として、積極的な発言を行っております。
取締役	堤 晋吾	事業法人の経営者としての豊富な経験・実績・見識を有しており、当該視点から、監視・監督機能を果たしていただくことを期待しておりますが、当社取締役会などにおいて、当社グループの設備投資計画や新規事業案件などに対して、当該視点に基づき、質問・提言を行うなど積極的な発言を行い、当社の社外取締役として、業務執行に対する監督、助言など適切な役割を果たしております。また指名報酬諮問委員会委員として同委員会に出席し、特に報酬の決定にあたっては、指名報酬諮問委員会委員として、積極的な発言を行っております。

本事業報告における記載数字は、表示単位未満の端数を四捨五入しております。

連結計算書類

連結貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	当 期 (2026年3月31日現在)	(ご参考) 前期 (2025年3月31日現在)
資産の部		
流動資産	412,601	405,731
現金及び預金	63,719	74,987
受取手形、売掛金及び契約資産	147,951	148,457
電子記録債権	38,521	32,087
商品及び製品	59,353	54,373
仕掛品	1,696	1,522
原材料及び貯蔵品	76,188	71,950
短期貸付金	2,045	2,191
その他	23,247	20,278
貸倒引当金	△ 121	△ 115
固定資産	1,066,461	1,017,965
有形固定資産	749,158	738,702
建物及び構築物	172,088	172,858
機械装置及び運搬具	260,860	252,982
土地	164,938	163,531
リース資産	13,343	13,813
建設仮勘定	51,676	41,988
その他	86,252	93,531
無形固定資産	43,516	47,015
のれん	81	64
その他	43,435	46,951
投資その他の資産	273,787	232,248
投資有価証券	158,763	135,374
長期貸付金	2,021	2,462
退職給付に係る資産	69,838	49,389
繰延税金資産	7,839	10,442
その他	36,228	35,731
貸倒引当金	△ 901	△ 1,150
資産合計	1,479,061	1,423,695

科 目	当 期 (2026年3月31日現在)	(ご参考) 前期 (2025年3月31日現在)
負債の部		
流動負債	416,902	388,354
支払手形及び買掛金	73,662	73,647
電子記録債務	17,372	16,284
短期借入金	158,500	156,488
コマーシャル・ペーパー	26,000	5,000
1年内償還予定の社債	12,700	15,000
未払法人税等	5,822	6,344
賞与引当金	7,828	7,302
製品補償引当金	991	741
その他の引当金	305	168
その他	113,722	107,380
固定負債	349,922	359,217
社債	42,300	55,000
長期借入金	150,267	158,200
繰延税金負債	41,549	24,686
退職給付に係る負債	22,546	23,008
役員退職慰労引当金	486	536
特別修繕引当金	354	292
製品補償引当金	2,121	2,728
その他の引当金	360	360
リース債務	17,692	21,146
資産除去債務	14,447	14,453
その他	57,798	58,808
負債合計	766,824	747,571
純資産の部		
株主資本	547,064	531,791
資本金	86,174	86,174
資本剰余金	49,493	50,288
利益剰余金	432,913	417,460
自己株式	△ 21,516	△ 22,131
その他の包括利益累計額	133,505	109,879
その他有価証券評価差額金	36,819	18,879
繰延ヘッジ損益	1	0
土地再評価差額金	3,419	3,509
為替換算調整勘定	60,122	64,316
退職給付に係る調整累計額	33,145	23,174
非支配株主持分	31,668	34,455
純資産合計	712,237	676,124
負債及び純資産合計	1,479,061	1,423,695

連結損益計算書

(単位：百万円)

科 目	当 期 (自 2025年 4 月 1 日 至 2026年 3 月31日)	(ご参考) 前期 (自 2024年 4 月 1 日 至 2025年 3 月31日)
売上高	898,441	896,295
売上原価	675,177	679,205
売上総利益	223,264	217,089
販売費及び一般管理費	148,644	139,340
営業利益	74,620	77,750
営業外収益	11,649	6,936
受取利息及び配当金	3,769	3,983
持分法による投資利益	1,923	—
為替差益	1,425	734
その他	4,532	2,219
営業外費用	11,182	9,312
支払利息	6,010	4,302
持分法による投資損失	—	684
その他	5,171	4,326
経常利益	75,087	75,374
特別利益	2,211	11,473
持分変動利益	362	—
固定資産処分益	1,223	3,311
投資有価証券売却益	424	1,968
債務消滅益	—	4,551
受取保険金	—	1,447
その他	202	197
特別損失	32,771	12,225
固定資産処分損	6,113	5,134
退職給付費用	—	2,729
投資有価証券売却損	495	22
投資有価証券評価損	33	14
減損損失	25,328	3,840
その他	803	487
税金等調整前当期純利益	44,527	74,621
法人税、住民税及び事業税	14,188	17,607
法人税等調整額	3,444	△ 1,798
当期純利益	26,894	58,812
非支配株主に帰属する当期純利益	1,493	1,384
親会社株主に帰属する当期純利益	25,401	57,428

計算書類

貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	当 期 (2026年3月31日現在)	(ご参考) 前期 (2025年3月31日現在)
資産の部		
流動資産	135,651	126,059
現金及び預金	3,339	3,685
受取手形	906	4,437
電子記録債権	19,459	16,201
売掛金	56,624	55,179
商品及び製品	17,764	15,033
原材料及び貯蔵品	31,624	25,621
前払費用	797	640
その他	5,137	5,264
貸倒引当金	△ 1	△ 1
固定資産	608,315	597,277
有形固定資産	269,166	242,041
建物	29,989	28,505
構築物	63,885	62,872
機械及び装置	68,012	55,206
船舶	0	0
車輛及び運搬具	2,725	1,134
工具器具及び備品	1,318	1,252
原料地	12,573	12,606
土地	64,683	63,993
リース資産	2,962	2,934
建設仮勘定	23,020	13,539
無形固定資産	13,721	14,796
鉱業権	8,601	8,803
ソフトウェア	2,066	2,796
その他	3,054	3,198
投資その他の資産	325,429	340,440
投資有価証券	44,724	28,562
関係会社株式	233,045	265,066
出資金	37	37
関係会社出資金	1,759	1,759
長期貸付金	13	16
長期前払費用	14,569	13,774
前払年金費用	23,915	21,720
その他	23,912	22,950
貸倒引当金	△ 16,544	△ 13,444
資産合計	743,966	723,336

科 目	当 期 (2026年3月31日現在)	(ご参考) 前期 (2025年3月31日現在)
負債の部		
流動負債	225,863	194,594
電子記録債務	6,380	4,475
買掛金	31,294	30,130
短期借入金	104,574	103,266
コマーシャル・ペーパー	26,000	5,000
1年内償還予定の社債	12,700	15,000
リース債務	821	954
未払金	17,686	12,173
未払費用	14,389	13,278
未払法人税等	701	709
前受金	175	404
預り金	252	264
前受収益	2,185	2,230
賞与引当金	2,681	2,473
営業外電子記録債務	6,024	4,238
固定負債	233,438	254,133
社債	42,300	55,000
長期借入金	125,417	138,641
リース債務	2,492	2,497
繰延税金負債	16,476	11,963
債務保証損失引当金	5,766	839
関係会社事業損失引当金	3,221	9,181
預り保証金	33,549	31,936
資産除去債務	3,712	3,672
その他	503	403
負債合計	459,301	448,727
純資産の部		
株主資本	262,123	263,154
資本金	86,174	86,174
資本剰余金	42,318	42,215
資本準備金	42,215	42,215
その他資本剰余金	103	—
利益剰余金	154,775	156,380
その他利益剰余金	154,775	156,380
探鉱準備金	338	495
固定資産圧縮準備金	13,961	14,181
繰越利益剰余金	140,476	141,704
自己株式	△ 21,145	△ 21,615
評価・換算差額等	22,542	11,455
その他有価証券評価差額金	22,542	11,455
純資産合計	284,665	274,609
負債及び純資産合計	743,966	723,336

損益計算書

(単位：百万円)

科 目	当 期 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)	(ご参考) 前期 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
売上高	339,217	333,466
売上原価	248,051	254,894
売上総利益	91,167	78,572
販売費及び一般管理費	66,469	61,927
営業利益	24,697	16,645
営業外収益	35,900	28,141
受取配当金	26,691	25,748
関係会社事業損失引当金戻入額	5,961	—
為替差益	1,023	861
その他	2,226	1,533
営業外費用	13,310	6,633
支払利息	3,068	2,008
貸倒引当金繰入額	1,823	432
債務保証損失引当金繰入額	6,240	—
関係会社事業損失引当金繰入額	—	1,791
その他	2,179	2,402
経常利益	47,288	38,154
特別利益	3,752	1,723
固定資産処分益	281	249
投資有価証券売却益	118	400
関係会社株式売却益	3,352	54
受取保険金	—	1,020
特別損失	42,792	23,414
固定資産処分損	4,390	3,765
関係会社整理損	5	—
投資有価証券評価損	1	1
関係会社株式評価損	38,278	15,379
投資有価証券売却損	—	1
関係会社事業損失引当金繰入額	—	4,006
減損損失	118	262
税引前当期純利益	8,248	16,463
法人税、住民税及び事業税	388	250
法人税等調整額	△ 590	△ 1,084
当期純利益	8,449	17,297

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2026年5月14日

太平洋セメント株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 服 部 将 一
業 務 執 行 社 員指定有限責任社員 公認会計士 櫻 田 寛 子
業 務 執 行 社 員指定有限責任社員 公認会計士 栗 原 真 郷
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、太平洋セメント株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、太平洋セメント株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正

に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2026年5月14日

太平洋セメント株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 服 部 将 一
業 務 執 行 社 員指定有限責任社員 公認会計士 櫻 田 寛 子
業 務 執 行 社 員指定有限責任社員 公認会計士 栗 原 真 郷
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、太平洋セメント株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの第28期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査役会は2025年4月1日から2026年3月31日までの第28期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、監査部その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。子会社については、当社の主要な会議で経営状況を把握するとともに、必要に応じて説明を求めました。また、監査計画に基づき往査等を実施したほか、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図りました。
 - ② 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、その構築及び運用の状況を監視及び検証いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び有限責任あずさ監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議（財務報告に係る内部統制を含む）の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。なお、財務報告に係る内部統制については、本監査報告書の作成時点までに開示すべき重要な不備はない旨の報告を取締役等及び有限責任あずさ監査法人から受けております。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年5月15日

太平洋セメント株式会社 監査役会

常勤監査役 荻 野 雅 博 ㊞

常勤監査役 根 本 裕 介 ㊞

社外監査役 三 谷 和歌子 ㊞

社外監査役 青 木 俊 人 ㊞

以 上

会場ご案内略図



会場

東京都文京区小石川一丁目1番1号
当社本店
(文京ガーデン ゲートタワー 20階)



交通のご案内

「丸ノ内線・南北線」：後楽園駅

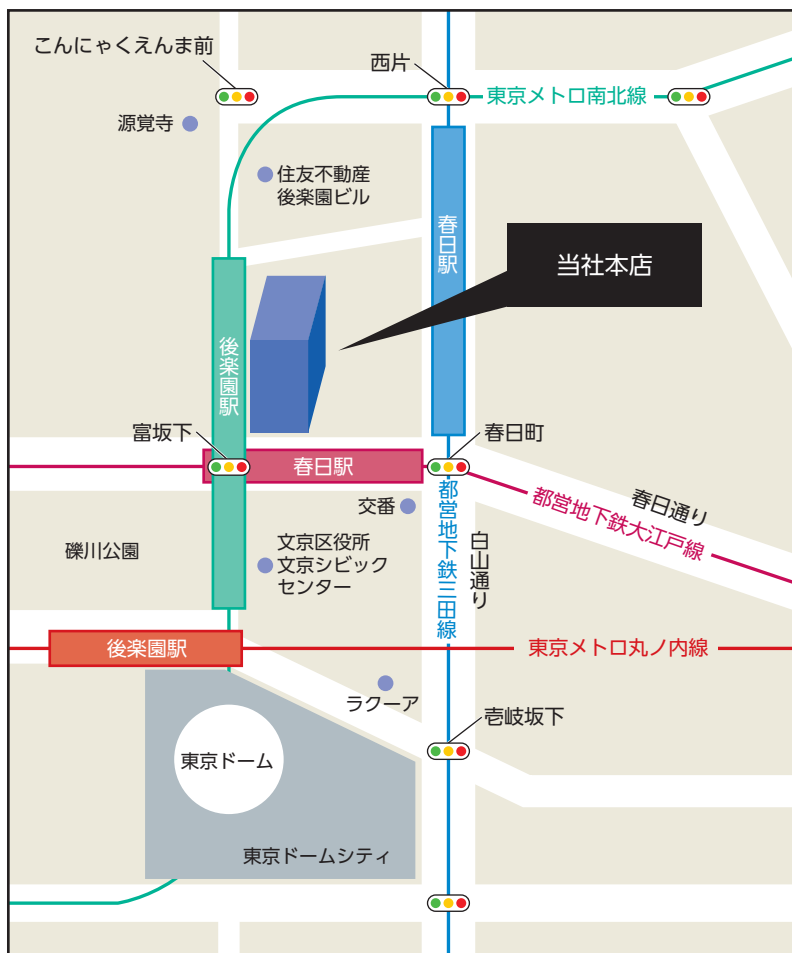
「三田線・大江戸線」：春日駅

7番出口 (地下) 直結

(駐車場のご用意はございませんので、お車でのご来場はご遠慮下さいますようお願い申し上げます。)

株主総会にご出席いただいた株主の皆様へのお土産のご用意はございません。

何卒ご理解下さいますようお願い申し上げます。



太平洋セメント株式会社



見やすいユニバーサル
デザインフォント
を採用しています。

(電子提供措置の開始日 2026 年 5 月 29 日)

第 28 回定時株主総会招集ご通知に際しての 電 子 提 供 措 置 事 項

会 計 監 査 人 の 状 況

取締役の職務執行が法令および定款に
適合することを確保するための体制
その他業務の適正を確保するための体制

連結株主資本等変動計算書

連 結 注 記 表

株主資本等変動計算書

個 別 注 記 表

(2025 年 4 月 1 日から 2026 年 3 月 31 日まで)

太平洋セメント株式会社

上記の事項については、法令および当社定款の規定に基づき、書面交付請求を
いただいた株主様に対して交付する書面への記載を省略しております。

会計監査人の状況

(1) 当社の会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 当期に係る会計監査人としての報酬等の額

156百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約におきましては、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等を含めております。
2. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、過年度の監査計画における監査項目別監査時間の実績および報酬額の推移ならびに会計監査人の職務遂行状況を確認し、当事業年度の監査計画および報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。
3. 上記の他、前事業年度の監査に係る追加報酬5百万円を支払っております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

- 1) 会計監査人が会社法第340条第1項各号に掲げる事項に該当すると判断される場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が会計監査人を解任いたします。この場合においては、監査役会が選定した監査役は、解任後最初の株主総会において、解任の旨およびその理由を報告いたします。
- 2) 当社の監査業務に重大な支障が発生した場合などには、監査役会の決議により会計監査人の解任または不再任を株主総会の目的とすることといたします。

(4) 当社および当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

299百万円

- (注) 当社の重要な子会社のうち、カルポルトランド株式会社、ギソンセメントコーポレーション、タイハイヨウセメントフィリピンズ株式会社は、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。）の監査（会社法または金融商品取引法（これらの法律に相当する外国の法令を含む。）の規定によるものに限る。）を受けております。

取締役の職務執行が法令および定款に適合することを確保するための体制 その他業務の適正を確保するための体制

(1) 業務の適正を確保するための体制の概要

当社は業務の適正を確保するための体制（いわゆる内部統制システム）に関する基本方針として、以下を定めております。

①取締役、執行役員および従業員の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- 1) 当社は、「太平洋セメントグループ経営理念」、「行動指針」、「コンプライアンス基本方針」および「コンプライアンス規程」に基づき、取締役、執行役員および従業員が法令・定款その他社内規則および社会通念を遵守した行動をとるための体制を強化する。
- 2) 「サステナビリティ要綱」に基づき、取締役会直属で部門横断的に構成されるサステナビリティ経営委員会が、取締役、執行役員および従業員のコンプライアンス意識の涵養などの施策を推進する。
- 3) 内部監査部門である監査部は、執行役員および従業員の職務の執行が法令・定款等に適合しているかにつき、社内各事業所の事業活動の監査を行い、改善すべき事項を明らかにした上で、助言や勧告を行う。監査結果については、社長に報告の上、取締役および監査役に周知する。
- 4) 社内および社外（法律事務所）を窓口とする「コンプライアンス・ホットライン」を利用した内部通報制度により、通報者の保護を図るとともに、透明性を確保した的確な対処体制をとる。

②取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

当社は、「取締役会規程」、「決裁規程」および「文書管理規程」に従い、取締役の職務の執行に係る情報を文書に記録して保存および管理する。取締役および監査役は常時これらの文書を閲覧することができる。

③損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- 1) 当社は、当社グループの事業に重大な影響が懸念されるリスクの未然防止やその影響の極小化に向けた基本的事項および具体的対応を「リスク管理基本方針」および「リスク管理規程」に取り纏める。その具現策の推進に当たっては、サステナビリティ経営委員会が所管することとし、同委員会は活動の状況を適切に取締役会に報告する。
- 2) 緊急性を要する事項については、同規程の定めに従い、社長を本部長とする緊急対策本部を設置し、情報を一元化してトップダウンで緊急事態に当たる。

④取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- 1) 当社は、「決裁規程」等に定められた一定の業務権限を執行役員に委譲する。執行役員は方針展開システムにより、統括する各担当組織の目標を明確にして効率的に業務を執行する。
- 2) 取締役会は、中期経営計画および年度経営方針（社長方針）に沿って、全社最適の観点から効率的な経営資源の配分を行い、都度報告される執行役員の目標、施策の進捗状況をレビューする。

⑤当社および子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、「関係会社管理規程」に基づき、子会社の経営機構（株主総会、取締役会、監査役および監査役会）が十分機能し、自己責任による自立的経営が確立できるようにすることを基本に、次のとおり子会社に対して適切に管理し、支援する。

- 1) 当社は、取締役、執行役員および従業員を子会社の取締役または監査役として派遣することを原則とする。当該監査役は内部統制体制に関する監査を実施する。
- 2) 監査部は、子会社の取締役および従業員の職務の執行が法令・定款等に適合しているかにつき、子会社の規模と業態等に応じ事業活動の監査を行い、改善すべき事項を明らかにした上で、助言や勧告を行う。監査結果については、社長に報告の上、取締役および監査役に周知する。
- 3) 当社は、実績報告等を通じて、個々の子会社の経営状況を把握するとともに、定期的にグループ経営会議を開催し、当社と子会社取締役（当社の取締役、執行役員および従業員が就任している場合も含む）間の意見交換等を通じて、情報の共有化に努める。
- 4) 当社は、その規模や業態等に応じて、子会社にリスク管理・コンプライアンス責任者および推進者を選任させ、各社と連携して当社グループにおけるリスクの予防と低減に努めるとともに、各社において危機またはその恐れのある事象が発生した場合に、当社の取締役および監査役に報告する体制をとる。

⑥財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は、連結財務諸表等の財務報告を適正に行うために必要な体制を整備する。

⑦監査役の職務を補助すべき従業員および当該従業員の取締役からの独立性に関する事項

当社は、監査役の職務遂行を補助する監査役室を設置し、専任者を配置する。当該専任者の人事異動、評価等については、監査役会の意見を求め、尊重するものとする。

⑧取締役、執行役員および従業員、ならびに子会社の取締役、監査役および従業員またはこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

- 1) 当社は、監査役が経営に関する重要な会議に出席し、取締役等から職務の執行状況の報告を受けることができる体制をとる。
- 2) 当社は、取締役、執行役員および従業員、ならびに子会社の取締役、監査役および従業員またはこれらの者から報告を受けた者が、会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実について、監査役に報告する体制をとる。
- 3) 当社は、前号の報告を行った者に対し、不利益な扱いを行うことを禁止する。

⑨その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- 1) 当社は、監査役に対し重要な決裁事項を供覧し、監査役がいつでも経営情報をはじめとする各種の情報を取得できる体制をとる。
- 2) 当社は、監査役が会計監査人と意見および情報の交換を行う場を提供する。
- 3) 当社は、監査役がその職務を執行する上で必要な費用の前払いまたは請求をしたときは、速やかに当該費用を支払う。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社の内部統制システムは、上記の基本方針に則った体制を整備し、適切に運用しております。主な取り組みは次のとおりです。

①コンプライアンス体制

- 1) サステナビリティ要綱に基づき、社長を委員長とし全取締役を委員とするサステナビリティ経営委員会を設置し、四半期に一度開催しております。サステナビリティ経営委員会は年度毎にサステナビリティ実施計画を策定し、その進捗状況を把握・確認し、評価しております。また、その結果は取締役会に報告しております。
- 2) サステナビリティ経営委員会の下部組織としてリスク管理・コンプライアンス委員会を設置し、活動計画を策定した上で、その実施状況を把握・確認しております。また、その取り組み状況はサステナビリティ経営委員会に報告しております。
- 3) リスク管理・コンプライアンス責任者および推進者を選任し、コンプライアンスの推進に取り組んでいるほか、責任者および推進者を対象とする研修も実施しております。
- 4) 新たに入社した従業員に対する研修や階層別研修、行動基準ケースブックの配付、e-ラーニングによるセルフチェックなどを通じてコンプライアンスに関する教育を実施し、コンプライアンスの徹底を図っております。

②リスク管理体制

- 1) リスク管理基本方針のもとリスク管理規程を定め、リスク管理の取り組みを推進するとともに、緊急時の危機管理規則により緊急時の対応を定めております。
- 2) 年度リスク対策取組計画を策定し、PDCAサイクルによるリスク管理の取り組みを推進しております。
- 3) 災害や事故等の不測の事態に備え、定期的に防災訓練などを実施しております。また、大規模災害を想定した初動対応シミュレーション訓練などを通じて対応手順の浸透を図る教育も行っております。
- 4) 情報セキュリティ基本方針のもと、情報セキュリティ管理体制を整備し、情報資産の保護と適切な管理・取り扱いの徹底を図るとともに、e-ラーニングなどによる情報セキュリティ教育を通じて情報リスク対策を推進しております。

③当社グループにおける業務の適正の確保

- 1) 関係会社管理規程に基づき、重要な事項について関係会社と当社が協議する体制を整備し、必要な指導や管理を行い、その経営を支援しております。
- 2) 定期的な実績報告等を通じて各関係会社の経営状況を把握するとともに、グループ経営会議を年2回開催し、当社グループの経営に関わる様々なテーマについて意見交換し、情報を共有しております。
- 3) 子会社の取締役・監査役を当社から派遣し、業務執行の監督や内部統制体制に関する監査を実施しております。
- 4) 監査部は、年度監査方針に基づき監査実施計画を策定した上で、子会社に対する内部監査を実施し、助言と提言を行っております。

④取締役の職務執行

- 1) 取締役会は、社外取締役3名を含む9名で構成しており、当事業年度中に15回開催し、法令・定款が定める重要事項について審議・決定するとともに、取締役の職務の執行を監督しております。また、前述の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条および当社定款第24条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が1回ありました。
- 2) 取締役会付議事項以外の重要事項について経営会議を22回開催し審議しております。
- 3) 取締役の職務の効率性を確保するため、取締役会において職務の分担を受けた取締役および執行役員が、職務執行状況の報告を行っております。
- 4) 経営執行については、執行役員に一定の業務権限を委譲しております。執行役員は、中期経営計画および年度経営方針（社長方針）に沿って方針展開システムにより業務を執行し、取締役会はその進捗状況をレビューしております。

⑤監査役の職務執行

- 1) 監査役は、取締役会のほか、経営会議等の重要会議に出席し、内部統制システムの整備・運用状況を確認しております。
- 2) 監査役は、監査部が実施する内部監査の報告を受けるとともに、監査部と連携し各事業所、子会社等の監査を効率的に実施しております。
- 3) 会計監査人と定期的に連絡会を開催し情報を交換しております。
- 4) これら監査役の職務の執行を補助するため監査役室を設置し、専任者を配置しております。

連結株主資本等変動計算書 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	86,174	50,288	417,460	△ 22,131	531,791
連結会計年度中の変動額					
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動		△ 907			△ 907
剰余金の配当			△ 10,039		△ 10,039
親会社株主に帰属する当期純利益			25,401		25,401
土地再評価差額金の取崩			90		90
自己株式の取得				△ 31	△ 31
自己株式の処分		113		647	759
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額 (純額)					
連結会計年度中の変動額合計	—	△ 795	15,453	615	15,273
当期末残高	86,174	49,493	432,913	△ 21,516	547,064

	その他の包括利益累計額						非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	18,879	0	3,509	64,316	23,174	109,879	34,455	676,124
連結会計年度中の変動額								
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動								△ 907
剰余金の配当								△ 10,039
親会社株主に帰属する当期純利益								25,401
土地再評価差額金の取崩								90
自己株式の取得								△ 31
自己株式の処分								759
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額 (純額)	17,939	0	△ 90	△ 4,194	9,970	23,626	△ 2,786	20,839
連結会計年度中の変動額合計	17,939	0	△ 90	△ 4,194	9,970	23,626	△ 2,786	36,113
当期末残高	36,819	1	3,419	60,122	33,145	133,505	31,668	712,237

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の数および主要な連結子会社の名称

連結子会社の数 128社

主要な連結子会社の名称

主要な連結子会社は(株)デイ・シイ、クリオン(株)、明星セメント(株)、太平洋マテリアル(株)、三井埠頭(株)、カルポルトランド(株)、ギソンセメントコーポレーション、タイハイヨウセメントフィリピンズ(株)である。

なお、江南一小野田水泥有限公司は持分譲渡により、連結の範囲から除外している。

② 主要な非連結子会社の名称等

主要な非連結子会社の名称

主要な非連結子会社はタイハイヨウシンガポール(株)、太平洋サービス(株)である。

連結の範囲から除いた理由

非連結子会社はいずれも小規模会社で、かつ合計の総資産、売上高、当期純損益および利益剰余金等の持分額はいずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除外している。

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法を適用した非連結子会社および関連会社の数および主要な会社等の名称

持分法を適用した非連結子会社の数 5社

主要な会社等の名称

主要な持分法適用非連結子会社はタイハイヨウシンガポール(株)である。

持分法を適用した関連会社の数 36社

主要な会社等の名称

主要な持分法適用関連会社は奥多摩工業(株)、(株)エーアンドエーマテリアル、(株)富士ピー・エス、屋久島電工(株)、秩父鉄道(株)、東海運(株)、PT Solusi Bangun Indonesia Tbkである。

② 持分法を適用しない非連結子会社および関連会社の名称等

主要な会社等の名称

(非連結子会社)

持分法を適用しない非連結子会社は太平洋サービス(株)他63社である。

(関連会社)

持分法を適用しない関連会社はセメントターミナル(株)他66社である。

持分法を適用していない理由

持分法を適用していない非連結子会社および関連会社は、各社の当期純損益、利益剰余金等の持分額はいずれも連結計算書類に与える影響が軽微な会社であるため、それぞれ持分法適用の範囲から除外している。

③ 持分法の適用の手続について特に記載すべき事項

持分法適用会社のうち、決算日が連結決算日と異なる会社については、各社の直近の事業年度に係る計算書類を使用している。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、タイハイヨウセメントU. S. A.(株)、ギソンセメントコーポレーション、グレイシャーノースウェスト(株)、太平洋水泥(中国)投資有限公司、カルポルトランド(株)、タイハイヨウセメントフィリピンズ(株)、コロネットインダストリーズ(株)他27社の決算日は12月31日であり、連結計算書類の作成にあたり、それぞれの決算日の計算書類を使用しているが、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っている。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準および評価方法

イ. その他有価証券

a. 市場価格のない株式等以外のもの

時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

- b. 市場価格のない株式等
 - 移動平均法による原価法
- ロ. デリバティブ
 - 時価法
- ハ. 棚卸資産
 - 主として移動平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）
 - ただし、未成工事支出金については個別法
 - なお、米国の連結子会社は、総平均法に基づく低価法
- ② 重要な減価償却資産の減価償却の方法
 - イ. 有形固定資産（リース資産を除く）
 - 主として定額法
 - なお、主な耐用年数は次のとおりである。

建物及び構築物	10年～75年
機械装置及び運搬具	4年～15年
 - ロ. 無形固定資産（リース資産を除く）
 - 定額法
 - ただし、鉱業権については、主に生産高比例法を採用している。また、ソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用している。
 - ハ. リース資産
 - リース期間を耐用年数とし、残存価額を零（残価保証がある場合は、残価保証額）とする定額法
- ③ 重要な引当金の計上基準
 - イ. 貸倒引当金
 - 当社および国内連結子会社は一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上している。また、在外連結子会社は主として特定の債権について回収不能見込額を計上している。
 - ロ. 賞与引当金
 - 当社および国内連結子会社は従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額の当連結会計年度負担額を計上している。
 - ハ. 役員退職慰労引当金
 - 一部の連結子会社は役員の退職慰労金の支出に

- 備えて、内規に基づく期末要支給額の全額を計上している。
- 二. 特別修繕引当金
 - 一部の連結子会社は事業用設備の特別修繕に要する支出に備えて、将来の修繕見積額に基づいて計上している。
- ホ. 製品補償引当金
 - 一部の連結子会社は製品の不具合対策に要する支出に備えて、将来の支出見積額に基づいて計上している。
- ④ 収益および費用の計上基準
 - 当社グループは、下記の5ステップアプローチに基づき、収益を認識している。
 - ステップ1：顧客との契約を識別する。
 - ステップ2：契約における履行義務を識別する。
 - ステップ3：取引価格を算定する。
 - ステップ4：取引価格を契約における履行義務に配分する。
 - ステップ5：履行義務の充足時に収益を認識する。
 - 当社グループは、「セメント事業」、「資源事業」、「環境事業」並びに「建材・建築土木事業」を主な事業としており、これらの事業においては物品販売および役務の提供を行っている。
 - 物品販売については、物品の検収時点において顧客が当該物品に対する支配を獲得することから、履行義務が充足されると判断しており、当該物品の検収時点で収益を認識している。なお、「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号）第98項に定める代替的な取扱いを適用し、一部の国内取引においては、物品の出荷時から顧客が当該物品に対する支配を獲得するまでの期間が通常の期間である場合は出荷時点で収益を認識している。
 - サービスの提供については、契約内容に従って履行義務が充足される時点を判断しており、サービスの提供とともに、もしくはサービスの完了時に収益を認識している。

当社グループが当事者として取引を行っている場合には、顧客から受け取る対価の総額で収益を表示している。主にセメント及び生コンクリート製品等の国内における仕入販売取引について、当社グループが第三者のために代理人として取引を行っている場合には、顧客から受け取る対価の総額から第三者のために回収した金額を差し引いた手数料の額で収益を表示している。

また、収益は顧客への財又はサービスの移転と交換に企業が権利を得ると見込んでいる対価の金額から、値引き、割戻し、販売奨励金・リベート等の顧客に支払われる対価等を控除後の金額で測定している。

⑤ 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理している。なお、在外連結子会社の資産および負債は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益および費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定および非支配株主持分に含めて計上している。

⑥ 重要なヘッジ会計の方法

イ. ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用している。なお、振当処理の要件を満たしている通貨スワップについては振当処理を、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては特例処理を採用している。

ロ. ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段

金利スワップ取引、通貨スワップ取引、原燃料スワップ取引、金利オプション取引、通貨オプション取引、原燃料オプション取引および為替予約取引等をヘッジ手段として用いている。

ヘッジ対象

借入金、買掛金および原燃料等。

ハ. ヘッジ方針

ヘッジ対象の金利・為替および原燃料価格変動のリスクをヘッジすることを目的としたもの、お

よびそのヘッジ解消を目的としたものに限定している。

二. ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ対象およびヘッジ手段について、毎決算期末に個別取引ごとのヘッジ効果を検証しているが、ヘッジ対象とヘッジ手段の元本、利率および期間等の重要な条件が同一である場合には、本検証を省略することとしている。

⑦ のれんの償却方法および償却期間

のれんは、発生年度より実質的判断による年数の見積りが可能なものはその見積り年数で、金額が僅少なものについては、原因分析を行わず発生年度に全額償却している。

⑧ 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を計上している。

数理計算上の差異および過去勤務費用については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（主として10年）による定額法により按分した額をそれぞれ前者は発生の翌連結会計年度から、後者は発生連結会計年度から費用処理することとしている。

未認識数理計算上の差異および未認識過去勤務費用については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上している。なお、年金資産の額が退職給付債務の額を超過している場合は、退職給付に係る資産に計上している。

⑨ 当連結計算書類は、金額は百万円未満を四捨五入して表示している。

2. 会計方針の変更

該当事項はない。

3. 表示方法の変更

該当事項はない。

4. 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより当連結会計年度の連結計算書類に計上した項目のうち、翌連結会計年度の連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性がある項目は、次のとおりである。(タイハイヨウセメントフィリピンズ㈱の事業用固定資産に関する減損損失)

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

(百万円)

	当連結会計年度
有形固定資産	22,616
減損損失	24,473

② 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

フィリピンにおけるセメント製造・販売を事業内容としているタイハイヨウセメントフィリピンズ㈱(以下「TCPI」という)は、国際財務報告基準を適用しており、固定資産が含まれる資金生成単位について、減損の兆候があると認められる場合には、減損テストを実施している。減損テストの結果、減損損失の認識が必要と判断された場合、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、帳簿価額の減少額は減損損失として認識している。

TCPIは、生産ラインの更新投資を行い、生産を行ってきたが、新型コロナウイルス影響後の金利上昇及び需要の停滞により、収益構造の改善には想定以上に時間を要する見込みである。このような状況を踏まえ、TCPIの所有する固定資産に減損の兆候があると判断し、減損テストを実施した結果、当連結会計年度において減損損失24,473百万円を認識している。

回収可能価額の算定に用いた将来キャッシュ・フローは、経営者により承認された事業計画を基礎として見積もっている。当該見積りでは、セメント販売数量及び製造変動費等を主要な仮定としている。加えて、回収可能価額の測定に用いる割引率は減損損失の測定に重要な影響を及ぼす。これらに変更が生じた場合、翌連結会計年度以降の減損損失の発生に重要な影響を及ぼす可能性がある。

5. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産および担保に係る債務

① 担保に供している資産

現金及び預金	413百万円
有形固定資産	21,103百万円
無形固定資産	10百万円
投資有価証券	154百万円
投資その他の資産	2,777百万円
計	24,457百万円

② 担保に係る債務

支払手形及び買掛金	4,042百万円
短期借入金	3,702百万円
長期借入金	513百万円
計	8,257百万円

(2) 有形固定資産に係る減価償却累計額 1,392,552百万円

(3) 保証債務

銀行等からの借入金に対する保証	4,142百万円
生コンクリート協同組合等からの商品仕入債務に対する保証	1,299百万円

(4) 受取手形割引高および受取手形裏書譲渡高

受取手形割引高	201百万円
受取手形裏書譲渡高	31百万円
電子記録債権割引高	9百万円
電子記録債権譲渡高	136百万円

(5) 土地の再評価

当社持分法適用関連会社である㈱エーアンドエーマテリアル、秩父鉄道㈱において、土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布 法律第34号)および土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律(平成11年3月31日改正)に基づき、事業用土地の再評価を行っている。評価差額については、当該評価差額に係る当社持分額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上している。

6. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

- (1) 当連結会計年度末の発行済株式の種類および総数
普通株式 118,191,578株
- (2) 配当に関する事項
① 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額	基準日	効力 発生日
2025年 6月27日 定時株主 総会	普通株式	4,468 (注) 1	40円00銭	2025年 3月31日	2025年 6月30日
2025年 11月11日 取締役会	普通株式	5,586 (注) 2	50円00銭	2025年 9月30日	2025年 12月2日

- (注) 1. 連結子会社が所有している自己株式に係る配当金 7 百万円を含む。
2. 連結子会社が所有している自己株式に係る配当金 8 百万円を含む。
- ② 基準日が当連結会計年度末に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの
定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり予定している。
- 配当金の総額 5,592百万円
1株当たり配当額 50円00銭
基準日 2026年3月31日
効力発生日 2026年6月29日
なお、配当原資については、利益剰余金とすることを予定している。
- 配当金の総額には、連結子会社が所有している自己株式に係る配当金 8 百万円を含む。
- ③ 当連結会計年度末の新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く）の目的となる株式の種類および数
該当事項はない。

7. 金融商品に関する注記

- (1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達については主に銀行借入および社債によっている。デリバティブ取引は、将来の為替・金利および原燃料価格の変動によるリスク回避を目的としており、投機的な取引は行っていない。

営業債権である受取手形及び売掛金、電子記録債権は、顧客の信用リスクに晒されているが、各担当部が取引先の財務状況等を定期的に把握し、取引先ごとに期日および残高を管理し、回収懸念の早期把握や軽減を図っている。また、輸出取引に関する外貨建ての営業債権は、為替の変動リスクに晒されている。投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されている。

営業債務である支払手形及び買掛金、電子記録債務は、1年以内の支払期日である。原燃料仕入の一部については、原燃料の為替および価格の変動リスクを抑制するためにデリバティブ取引（為替予約取引等）をヘッジ手段として利用している。借入金のうち、短期借入金は主に営業取引に係る資金調達であり、長期借入金および社債は主に設備投資に係る資金調達である。一部の長期借入金には財務制限条項が付されており、資金調達に係る流動性リスクに影響を及ぼす可能性がある。変動金利の借入金は、金利の変動リスクに晒されているが、このうち長期のものの一部については、支払金利の変動リスクを回避し支払利息の固定化を図るために、個別契約ごとにデリバティブ取引（金利スワップ取引）をヘッジ手段として利用している。

- (2) 金融商品の時価等および時価のレベルごとの内訳に関する事項

2026年3月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりである。なお、市場価格のない株式等（連結貸借対照表計上額56,441百万円）は、投資有価証券に含めていない。また、現金及び預金、受取手形及び売掛金、電子記録債権、支払手形及び買掛金、電子記録債務、短期借入金は短期間で決済されるので、帳簿価額と時価が近似することから、注記を省

略している。

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性および重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類した。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類している。

- ① 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産および金融負債

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
其他有価証券	61,617	394	—	62,011
資産計	61,617	394	—	62,011
デリバティブ取引(※)	—	3,403	—	3,403

※デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については（ ）で示している。

- ② 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産および金融負債

(単位：百万円)

区分	時価				連結貸借 対照表 計上額	差額
	レベル 1	レベル 2	レベル 3	合計		
投資有価証券						
関連会社株式	19,027	—	—	19,027	40,311	△21,284
資産計	19,027	—	—	19,027	40,311	△21,284
社債	—	50,384	—	50,384	55,000	△4,615
長期借入金	—	210,562	—	210,562	219,791	△9,229
負債計	—	260,946	—	260,946	274,791	△13,844

(注) 時価の算定に用いた評価技法および時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式については、主たる取引所の最終価格又は最終気配値を時価としており、レベル1の時価に分類している。それ以外の投資有価証券については、観察可能なインプットのみを用いて算定している場合、もしくは観察できないインプットを用いて価格を算定していてもその影響が重要でない場合はレベル2の時価に分類している。

社債

元利金の合計額を信用リスクを加味した利率で割り引いて算定する方法によっており、レベル2の時価に分類している。また、1年以内償還予定の社債は、社債に含めて時価を表示している。

長期借入金

元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっている。長期借入金の一部については通貨スワップの振当処理および金利スワップの特例処理の対象とされており、当該通貨スワップおよび金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の借入を行った場合に適用される合理的に見積もられる利率で割り引いて算定する方法によっており、長期借入金は全てレベル2の時価に分類している。また、短期借入金として表示している1年以内返済予定の長期借入金は、長期借入金に含めて時価を表示している。

デリバティブ取引

レベル2の時価に分類したものは金利スワップや為替予約等であり、観察可能なインプットに基づく適切な評価方法により算定している。

8. 賃貸等不動産に関する注記

(1) 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社および一部の連結子会社では、東京都その他の地域において、賃貸用の工場・倉庫（土地を含む）等を有している。

(2) 賃貸等不動産の時価に関する事項

(単位：百万円)

連結貸借対照表計上額	時価
52,270	131,850

- (注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額および減損損失累計額を控除した金額である。
2. 当連結会計年度末の時価は、主要な物件については社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価に基づく金額、その他の物件については一定の評価額や適切に市場価格を反映していると考えられる指標に基づいて自社で算定した金額である。ただし、直近の評価時点から一定の評価額や適切に市場価格を反映していると考えられる指標に重要な変動が生じていない場合には、当該評価額や指標を用いて調整した金額によっている。

9. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	6,098円13銭
1株当たり当期純利益	227円86銭

10. 重要な後発事象に関する注記

(1) 自己株式の取得

当社は、2026年5月12日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式取得に係る事項およびその具体的な取得方法について決議した。なお、自己株式の取得についてコミットメント型自己株式取得（FCSR）方式を採用することをあわせて決定している。詳細については、2026年5月12日に公表した「自己株式の取得および自己株式立会外買

付取引（ToSTNeT-3）による自己株式の買付けに関するお知らせ（会社法第165条第2項の規定による定款の定めに基づく自己株式の取得およびコミットメント型自己株式取得（FCSR）による自己株式取得）」を参照のこと。

① 自己株式取得を行う理由

中期経営計画に基づき株主の皆様へ利益還元を図るとともに、資本効率向上を目的として、自己株式を取得するものである。

② 取得の方法

コミットメント型自己株式取得（FCSR）方式を前提に、2026年5月12日の終値で、2026年5月13日午前8時45分の東京証券取引所の自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-3）において買付の委託を行い、100億円に相当する自己株式を取得する（その他の取引制度や取引時間への変更は行わない。）。当該買付注文は当該取引時間限りの注文とする。

③ 取得の内容

イ. 取得対象株式の種類

当社普通株式

ロ. 取得する株式の総数

2,644,800株（発行済株式総数（自己株式を除く。）に対する割合2.4%）

ハ. 株式の取得価額の総額

9,999,988,800円

11. 収益認識に関する注記

(1) 収益の分解

当社グループは、セメント事業、資源事業、環境事業、建材・建築土木事業およびその他事業を営んでおり、各事業の売上高は、661,724百万円、65,810百万円、78,368百万円、41,727百万円、50,812百万円である。なお、これらの金額は外部顧客に対する売上高である。

また、売上高のうち、顧客との契約から生じる収益は891,936百万円である。

(2) 契約残高

当連結会計年度末における顧客との契約から生じた債権、契約資産および契約負債の残高は以下のとおりである。

	(単位：百万円)
顧客との契約から生じた債権	185,012
受取手形	3,242
売掛金	143,248
電子記録債権	38,521
契約資産	1,331
契約負債	6,176

(3) 残存履行義務に配分した取引価格

当連結会計年度末において未充足（又は部分的に未充足）の履行義務に配分した取引価格は65,161百万円である。これらの履行義務は、主として1年超の長期にわたって履行義務を完了する工事契約およびシステム開発契約に係るものである。

12. その他の注記

(減損損失に関する注記)

当社の資産のグルーピングは事業の種類別セグメントを基準に行っている。ただし、賃貸用資産、重要性のある遊休資産および処分予定資産については、個々の物件を1つの単位としてグルーピングしている。

連結子会社は原則として事業会社を1つの資産グループとし、重要性のある会社は管理会計上の区分等をもとに資産をグルーピングしている。ただし、賃貸用資産、重要性のある遊休資産および処分予定資産については個々の物件を1つの単位としてグルーピングしている。

その結果、以下のとおり、経営環境の著しい悪化、土地の時価の著しい下落等により収益性が低下した事業用資産、賃貸用不動産、処分予定資産及び将来の使用が見込まれない遊休資産について、それぞれ帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額25,328百万円を減損損失として特別損失に計上している。

このうちフィリピンにおいてセメント製造・販売を事業内容としているタイハイヨウセメントフィリピンズ㈱では、新型コロナウイルス影響後の金利上昇及び需要の停滞により、収益構造の改善に想定以上に時間を要する見込みであることから、当該資産グループの

回収可能価額を算定した結果として、当連結会計年度において減損損失24,473百万円を計上している。

(単位：百万円)

用 途	場 所	種 類	減損損失
事業用資産	フィリピンセブ州、広島県広島市 他	建物及び構築物	3,813
		機械装置及び運搬具	16,509
		土地	173
		その他	4,527
小計			25,022
遊休資産	北海道上磯郡木古内町、北海道余市郡余市町 他	建物及び構築物	10
		機械装置及び運搬具	0
		土地	185
		その他	3
小計			198
賃貸用資産	埼玉県熊谷市	土地	91
小計			91
処分予定資産	埼玉県秩父市	建物及び構築物	4
		土地	12
小計			16

回収可能価額は正味売却価額と使用価値のいずれか高い額により測定している。

正味売却価額による場合は、不動産鑑定評価基準等をもとに合理的な調整を加えて算定している。

タイハイヨウセメントフィリピンズ㈱の資産グループの回収可能額は、国際財務報告基準に基づく使用価値により算定している。当該使用価値はインカム・アプローチにより測定しており、将来キャッシュ・フローを8.15%で割り引いて算定している。

(企業結合等に関する注記)

(企業結合に係る暫定的な会計処理の確定)

2024年12月27日付で行われた当社子会社であるカルポルトランド㈱によるGrimes Rock, Inc.及びその関連会社との企業結合について、前連結会計年度において暫定的な会計処理を行っていたが、当連結会計年度に確定している。この暫定的な会計処理の確定に伴う金額の変動は無い。

株主資本等変動計算書 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本							評価・換算差額等		純資産合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	自己株式	株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金	評価・ 換算差額等 合計	
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	その他 利益剰余金 (注)					
当期首残高	86,174	42,215	—	42,215	156,380	△ 21,615	263,154	11,455	11,455	274,609
事業年度中の変動額										
剰余金の配当					△ 10,054		△ 10,054			△ 10,054
当期純利益					8,449		8,449			8,449
自己株式の取得						△ 26	△ 26			△ 26
自己株式の処分			103	103		497	600			600
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額（純額）								11,088	11,088	11,088
事業年度中の変動額合計	—	—	103	103	△ 1,605	471	△ 1,031	11,088	11,088	10,056
当期末残高	86,174	42,215	103	42,318	154,775	△ 21,145	262,123	22,542	22,542	284,665

(注) その他利益剰余金の内訳は以下のとおりである。

(単位：百万円)

	その他利益剰余金			
	探鉱準備金	固定資産 圧縮準備金	繰越利益剰余金	その他利益剰余金 合計
当期首残高		495	14,181	141,704
事業年度中の変動額				156,380
探鉱準備金の取崩	△	157		157
固定資産圧縮準備金の取崩		△	220	220
剰余金の配当			△	10,054
当期純利益				8,449
事業年度中の変動額合計	△	157	△	1,228
当期末残高		338	13,961	140,476

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準および評価方法

① 有価証券の評価基準および評価方法

イ. 子会社株式および関連会社株式

移動平均法による原価法

ロ. その他有価証券

a. 市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

b. 市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

なお、実質価額が著しく低下している場合には、回復可能性が十分な証拠によって裏付けられる場合を除いて、評価損を計上している。

② デリバティブの評価方法

時価法

③ 棚卸資産の評価基準および評価方法

移動平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（除く鉱業用構築物・原料地・リース資産）

定額法

② 有形固定資産（鉱業用構築物・原料地）

生産高比例法

③ 無形固定資産（除く鉱業権・ソフトウェア）

定額法

④ 無形固定資産（鉱業権）

生産高比例法

⑤ 無形固定資産（ソフトウェア）

社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法

⑥ リース資産（所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産）

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零（残価保証がある場合は、残価保証額）とする定額法

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上している。

② 賞与引当金

従業員の賞与の支給に充てるため、支給見込額を基準として計上している。

③ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上している。

数理計算上の差異および過去勤務費用については、各期の発生時における従業員の平均残存勤務期間内の一定年数（10年）による定額法により按分した額を、前者は発生翌期から、後者は発生期から費用処理している。

なお、当事業年度末において認識すべき年金資産が、退職給付債務から数理計算上の差異等を控除した額を超過しているため、前払年金費用として計上している。

また、保有する株式の一部を拠出して退職給付信託を設定している。

④ 債務保証損失引当金

関係会社への債務保証に係る損失に備えるため、被保証者の財政状態等を勘案し、当事業年度末における損失見込額を計上している。

⑤ 関係会社事業損失引当金

関係会社の事業に係る損失に備えるため、当該会社の財政状態等を勘案し、損失見込額を計上している。

- (4) 収益および費用の計上基準
「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号)等を適用しており、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識している。
- (5) 退職給付に係る会計処理の方法
計算書類において、未認識数理計算上の差異および未認識過去勤務費用の貸借対照表における取扱いが連結計算書類と異なっている。貸借対照表上、退職給付債務に未認識数理計算上の差異および未認識過去勤務費用を加減した額から、年金資産の額を控除した額を前払年金費用に計上している。
- (6) 当計算書類は、金額は百万円未満を四捨五入して表示している。

2. 会計方針の変更

該当事項はない。

3. 表示方法の変更

該当事項はない。

4. 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより当事業年度の計算書類に計上した項目のうち、翌事業年度の計算書類に重要な影響を及ぼす可能性がある項目は、次のとおりである。

(関係会社株式の評価)

- ① 当事業年度の計算書類に計上した金額

(百万円)

	当事業年度
関係会社株式	233,045
関係会社出資金	1,759
関係会社株式評価損	38,278

- ② 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

当社は、関係会社株式及び関係会社出資金（以下、「関係会社株式等」という）を計上している。市場価格のない関係会社株式等は、財政状態の悪化によりその実質価額が著しく低下した場合には、回復可能性が

十分な証拠によって裏付けられる場合を除いて、評価損を認識している。

連結注記表「4. 会計上の見積りに関する注記」に記載の減損損失を計上したことを契機としてタイハイヨウセメントフィリピンズ(株)の株式の実質価額が著しく低下し、回復可能性が十分な証拠によって裏付けられる場合に該当しないと判断したため、当事業年度において関係会社株式評価損38,067百万円を計上している。

実質価額は当該関係会社の財務数値等を用いて算出しており、回復可能性の判断は関係会社の事業計画等に基づいている。関係会社の業績悪化や事業計画の変更等により、翌事業年度以降の関係会社株式等の評価に影響を及ぼす可能性がある。

5. 貸借対照表に関する注記

- (1) 担保に供している資産および担保に係る債務

該当事項はない。

(2) 有形固定資産の減価償却累計額	703,246百万円
(3) 保証債務残高	13,533百万円
(4) 関係会社に対する金銭債権および金銭債務	
短期金銭債権	29,666百万円
長期金銭債権	18,894百万円
短期金銭債務	29,042百万円
長期金銭債務	2,583百万円

6. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高	102,225百万円
仕入高	113,154百万円
営業取引以外の取引による取引高	26,168百万円

7. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類および株式数

普通株式	6,349,762株
------	------------

8. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別の
内訳

① 繰延税金資産	
貸倒引当金	5,140百万円
賞与引当金	819百万円
退職給付引当金	3,220百万円
関係会社株式等評価損	22,406百万円
ゴルフ会員権評価損	139百万円
減価償却費	170百万円
減損損失	5,854百万円
事業構造改革費用	2,463百万円
繰越欠損金	14,035百万円
その他	6,598百万円
繰延税金資産 小計	60,844百万円
評価性引当額	△55,788百万円
繰延税金資産 合計	5,055百万円
② 繰延税金負債	
探鉱準備金	△ 155百万円
固定資産圧縮準備金	△ 6,426百万円
資本取引に係る為替差損益等	△ 542百万円
その他有価証券評価差額金	△ 10,386百万円
退職給付信託設定益	△ 3,403百万円
その他	△ 618百万円
繰延税金負債 合計	△ 21,531百万円
繰延税金負債純額	△ 16,476百万円

9. 関連当事者との取引に関する注記

(単位：百万円)

属性	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	株式会社清澄ゴルフ倶楽部	所有 直接 100%	預託金の 預け入れ 役員の派遣	預託金 預け入れ (注1)	—	投資その他の資産の 「その他」(注2)	13,305
子会社	小野田化学工業株式会社	所有 直接 98.3%	債務保証 役員の派遣	債務保証 (注3)	11,066	—	—
子会社	ティーシートレーディング株式会社	所有 直接 77.9% 間接 5.8%	当社製品の 販売 役員の派遣	当社製品の 販売 (注4)	25,736	売掛金	7,144

取引条件および取引条件の決定方針等

(注1) この会社への資金の貸付等は無利息で行っている。

(注2) この会社への貸付金等に対し、合計10,705百万円の貸倒引当金を計上している。

(注3) 金融機関からの借入金に対して債務保証を行っており、5,591百万円の債務保証損失引当金及び5,591百万円の債務保証損失引当金繰入を計上している。

(注4) 当社製品の販売については、市場価格等を参考に決定している。

10. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額 2,545円25銭

1株当たり当期純利益 75円63銭

11. 重要な後発事象に関する注記

(1) 自己株式の取得

当社は、2026年5月12日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式取得に係る事項およびその具体的な取得方法について決議した。なお、自己株式の取得についてコミットメント型自己株式取得（FCSR）方式を採用することをあわせて決定している。詳細については、連結注記表「10. 重要な後発事象に関する注記」に記載のとおりである。

12. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報について、連結注記表「11. 収益認識に関する注記」に同一の記載をしているため、注記を省略している。